

# 新規上場申請のための有価証券報告書

( I の部)

Green Earth Institute 株式会社

## 【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）

【提出先】 株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2021年11月19日

【会社名】 Green Earth Institute株式会社

【英訳名】 Green Earth Institute Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 伊原 智人

【本店の所在の場所】 東京都文京区本郷七丁目3番1号

【電話番号】 03-3818-9211(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 浦田 隆治

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区本郷七丁目3番1号

【電話番号】 03-3818-9211(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 浦田 隆治

## 目 次

頁

第一部 【企業情報】 .....	1
第1 【企業の概況】 .....	1
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	1
2 【沿革】 .....	3
3 【事業の内容】 .....	4
(1) 事業の特徴 .....	4
(2) 技術の特徴 .....	5
(3) 事業系統図等 .....	8
(4) 用語 .....	8
4 【関係会社の状況】 .....	10
5 【従業員の状況】 .....	10
(1) 提出会社の状況 .....	10
(2) 労働組合の状況 .....	10
第2 【事業の状況】 .....	11
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 .....	11
(1) 経営理念及び経営方針 .....	11
(2) 経営戦略等 .....	11
(3) 経営環境 .....	12
(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題 .....	12
(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等 .....	15
2 【事業等のリスク】 .....	16
(1) 経済動向等の変動 .....	16
(2) ライセンシーにおける販売 .....	16
(3) カントリーリスク .....	16
(4) 商用化における特定の対象製品にかかるリスク .....	16
(5) パイプラインの進捗にかかるリスク .....	16
(6) 技術革新への対応に関するリスク .....	17
(7) 大株主との関係について .....	17
(8) 災害等 .....	17
(9) 知的財産権 .....	17
(10) 情報セキュリティ .....	17
(11) 先行投資に伴う財務影響 .....	18
(12) 社歴、業歴が浅いことによる業績の不確実性 .....	18
(13) 人材の獲得及び育成について .....	18
(14) その他のリスク .....	18
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	19
(1) 経営成績等の状況 .....	19
(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 .....	22
4 【経営上の重要な契約等】 .....	25
(1) 事業提携契約 .....	25
(2) 公的助成 .....	25
(3) 建物賃貸借契約 .....	25
5 【研究開発活動】 .....	26

第3 【設備の状況】 .....	27
1 【設備投資等の概要】 .....	27
2 【主要な設備の状況】 .....	27
3 【設備の新設、除却等の計画】 .....	28
(1) 重要な設備の新設等 .....	28
(2) 重要な設備の除却等 .....	28
第4 【提出会社の状況】 .....	29
1 【株式等の状況】 .....	29
(1) 【株式の総数等】 .....	29
(2) 【新株予約権等の状況】 .....	30
(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】 .....	40
(4) 【所有者別状況】 .....	42
(5) 【議決権の状況】 .....	43
2 【自己株式の取得等の状況】 .....	44
3 【配当政策】 .....	44
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 .....	45
(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】 .....	45
(2) 【役員の状況】 .....	49
(3) 【監査の状況】 .....	52
(4) 【役員の報酬等】 .....	54
(5) 【株式の保有状況】 .....	54
第5 【経理の状況】 .....	55
1 【財務諸表等】 .....	56
(1) 【財務諸表】 .....	56
(2) 【主な資産及び負債の内容】 .....	95
(3) 【その他】 .....	97
第6 【提出会社の株式事務の概要】 .....	118
第7 【提出会社の参考情報】 .....	119
1 【提出会社の親会社等の情報】 .....	119
2 【その他の参考情報】 .....	119
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	120
第三部 【特別情報】 .....	121
第1 【連動子会社の最近の財務諸表】 .....	121
第四部 【株式公開情報】 .....	122
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】 .....	122
第2 【第三者割当等の概況】 .....	125
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】 .....	125
2 【取得者の概況】 .....	128
3 【取得者の株式等の移動状況】 .....	132
第3 【株主の状況】 .....	133

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2016年 3月期	2017年 3月期	2017年 9月期	2018年 9月期	2019年 9月期	2020年 9月期
売上高 (千円)	500	10,348	5,034	188,842	202,040	334,338
経常損失(△) (千円)	△381,457	△264,487	△85,890	△90,109	△275,578	△113,960
当期純損失(△) (千円)	△382,314	△494,228	△90,024	△175,690	△289,303	△116,424
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	787,250	836,750	110,500	336,100	498,100	498,100
発行済株式総数 普通株式 (株)	900 300 913 —	900 300 979 —	900 300 1,113 —	900 300 1,247 139	900 300 1,247 319	9,000 3,000 12,470 3,190
純資産額 (千円)	415,138	19,910	130,885	406,395	441,092	324,847
総資産額 (千円)	562,702	194,031	294,090	573,806	819,732	574,472
1株当たり 純資産額 (円)	△1,227,067.89	△1,776,210.98	△1,876,237.79	△2,071,449.13	53.16	39.13
1株当たり配当額 (1株当たり 中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり 当期純損失(△) (円)	△191,882.24	△233,419.69	△41,038.61	△73,179.86	△35.82	△14.03
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	73.8	10.3	44.5	70.8	53.8	56.5
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・ フロー (千円)	—	—	—	—	△124,331	△171,175
投資活動による キャッシュ・ フロー (千円)	—	—	—	—	△48,421	△10,237
財務活動による キャッシュ・ フロー (千円)	—	—	—	—	320,980	△13,471
現金及び現金 同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	—	619,001	424,116
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (名)	18 (—)	17 (1)	15 (2)	20 (1)	29 (—)	30 (2)

- 注 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 2017年6月30日開催の定時株主総会決議に基づき、決算日を9月30日に変更しております。この変更に伴い、決算期変更の経過期間となる2017年9月期は、2017年4月1日から2017年9月30日までの6ヶ月間となっております。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 第5期から第10期の経常損失及び当期純損失の計上は、技術基盤の確立のための研究開発活動にかかる先行投資によるものであります。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、1株当たり当期純損失であり、かつ、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。
7. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 自己資本利益率は、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
9. 第5期から第8期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローにかかる各項目については記載しておりません。
10. 第9期及び第10期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。なお、第5期から第8期については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づく、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じた有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。
11. 当社は、2021年4月26日開催の臨時株主総会及び2021年5月28日開催の取締役会の決議に基づき、2021年6月11日付でD種種類株式2,750株の第三者割当増資を実施しております。
12. 2019年11月15日開催の臨時株主総会及び2021年9月6日開催の臨時株主総会の決議に基づき、それぞれ株式1株につき10株、1株につき300株の分割を行いました。また、2021年9月6日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付でA種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式にかかる定款の定めを廃止し、各種類株式はそれぞれ当社の普通株式3,000株、12,470株、3,190株及び2,750株に転換しておりますが、第9期の期首に当該株式分割、転換が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
13. 2019年11月15日開催の臨時株主総会及び2021年9月6日開催の臨時株主総会の決議に基づき、それぞれ株式1株につき10株、1株につき300株の分割を行いました。また、2021年9月6日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付でA種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式にかかる定款の定めを廃止し、各種類株式はそれぞれ当社の普通株式3,000株、12,470株、3,190株及び2,750株に転換しております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第5期の期首に当該株式分割、転換が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると次のとおりであります。なお、第5期から第8期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2016年 3月期	2017年 3月期	2017年 9月期	2018年 9月期	2019年 9月期	2020年 9月期
1株当たり純資産額 (円)	65.49	3.05	18.86	52.38	53.16	39.13
1株当たり当期純損失 (△) (△)	△63.96	△77.81	△13.68	△24.39	△35.82	△14.03
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—	—

## 2 【沿革】

当社は、公益財団法人地球環境産業技術研究機構(RITE)において、30年近く開発されてきた、バイオマスから化学品を製造するバイオリファイナリー技術(RITE Bioprocess®)の実用化を目指して、2011年9月に設立されました。

「公益財団発技術開発型ベンチャー」として、当初ラボスケールであった技術を商用スケールまで進展させ、2018年よりライセンシーにおいて本格的な商業生産、販売が始まったところであります。

また、設立以降の経緯は次のとおりであります。

年月	概要
2011年9月	Green Earth Institute株式会社を設立。(資本金:10,000千円)
2012年2月	公益財団法人地球環境産業技術研究機構との間でアミノ酸等の製造に必要なRITE Bioprocess®(注1)の特許の実施権契約を締結。
2012年8月	米国工業微生物学会(SIMB)にて、国立再生可能エネルギー研究所(The National Renewable Energy Laboratory(NREL))とのセルロース系バイオマス由来のエタノールの共同研究成果を発表。
2016年3月	バイオマス由来のアラニン(アミノ酸の一種)の商用スケールでの量産に成功。
2018年4月	中国企業とバリン(アミノ酸の一種)にかかるライセンス契約を締結。
2018年10月	ライセンシーにおいてバリンの製造販売を開始。
2021年2月	当社が製造した古着由来のバイオジェット燃料を搭載した日本航空株式会社の商用機が、日本初の純国産バイオジェット燃料によるフライトを実現。
2021年2月	DIC株式会社とアスパラギン酸(樹脂原料)にかかるライセンス契約を締結。
2021年7月	「サーキュラーバイオ™エタノールプロジェクト」(注2)第1弾として、シュレッターごみ由来のエタノール消毒液が完成。
2021年8月	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構よりバイオファウンドリ事業(注3)を受託(6年間、総額54億円)。

注1. RITE Bioprocess®は、公益財団法人地球環境産業技術研究機構の登録商標(登録第5796262号)であります。(使用許諾済)

2. 「サーキュラーバイオ™エタノールプロジェクト」は、古紙は残渣等の廃棄物よりエタノール製品を生産し、循環型経済を推進する当社プロジェクトであります。
3. バイオファウンドリ事業は、日本における大学や企業等が保有する、バイオリファイナリー技術の商用化のための生産プロセスの開発、実証等を実施するプラットフォーム(バイオファウンドリ拠点)を構築、運用する事業であります。

### 3 【事業の内容】

#### (1) 事業の特徴

当社は、コリネ型細菌という微生物を活用した高効率な発酵技術(バイオプロセス)をコア技術とする技術開発型ベンチャーであります。

当社は、現在石油を原料として生産されている化学品を、農業残渣や食品残渣等のバイオマス由来のものに転換、又は従来バイオマスより生産されている製品につき、より効率的な生産方法に代替していくことによる、持続可能な社会の実現を経営理念として掲げており、当社の技術により、石油を使わず、バイオマスから化学品を作る「バイオエコノミー」と資源の循環により持続的な社会を作る「サーキュラーエコノミー」の両方を同時に実現してまいります。

そして、今後、増加してくるであろう世界中のバイオリファイナリープラントにおいて当社の技術が使われ、「創造的な技術力、提案力でバイオリファイナリー分野を牽引し、常識を変革する企業になる」ことを目指しております。

当社は、自らは生産設備を保有せず、研究開発事業とライセンス・製品販売事業の2つのビジネスモデルを軸としております。新技術の商用化には、大別して4つの段階があり、技術開発の対象を選定するStage0、技術的及び市場的な可能性を実証するStage1、対象製品に対する需要を抱える企業等と最適な菌体及び生産プロセスを開発するStage2、そして事業化された技術のパイロットテストの実施、パイロットテスト後の商用化された技術をパートナー企業等にライセンス供与、又は当該技術を使用して自社販売(外部へ委託生産し、当社が販売)するStage3となります。

各Stageにおける具体的な実施事項は次のとおりであり、Stage2(開発段階)においては、主として研究開発収入、Stage3(商用化段階)においては、主としてアドバイザリー収入、ライセンス一時金、ロイヤリティ収入又は製品販売収入を収益として計上しており、特許権等の活用による長期的かつ安定的な収益形態を目指しております。

なお、自社販売においては、Stage2を自社開発、Stage3のパイロットテスト及び量産実証を委託先とともに自社で進める想定であり、得られる収入はパイプラインを通じて製品販売収入のみとなります。

#### ① Stage0～1 「研究段階」

- ・開発品候補の選定：市場の需要等より開発すべき化学品の候補を選定
- ・PoC(Proof of Concept)：開発候補品の技術的な開発可能性、特許権の抵触の有無、市場規模、競合製品及び市場優位性等の確認

#### ② Stage2 「開発段階」

- ・菌体の設計及び開発：意図する化学品を効率的に生産する菌体の設計、開発
- ・生産プロセスの開発：意図する化学品を生産可能な菌体をラボレベルで増殖させるプロセスの開発
- ・生産プロセスのスケールアップ：実機レベルで菌体を増殖可能とするためのシミュレーション等の実施

#### ③ Stage3 「商用化段階」

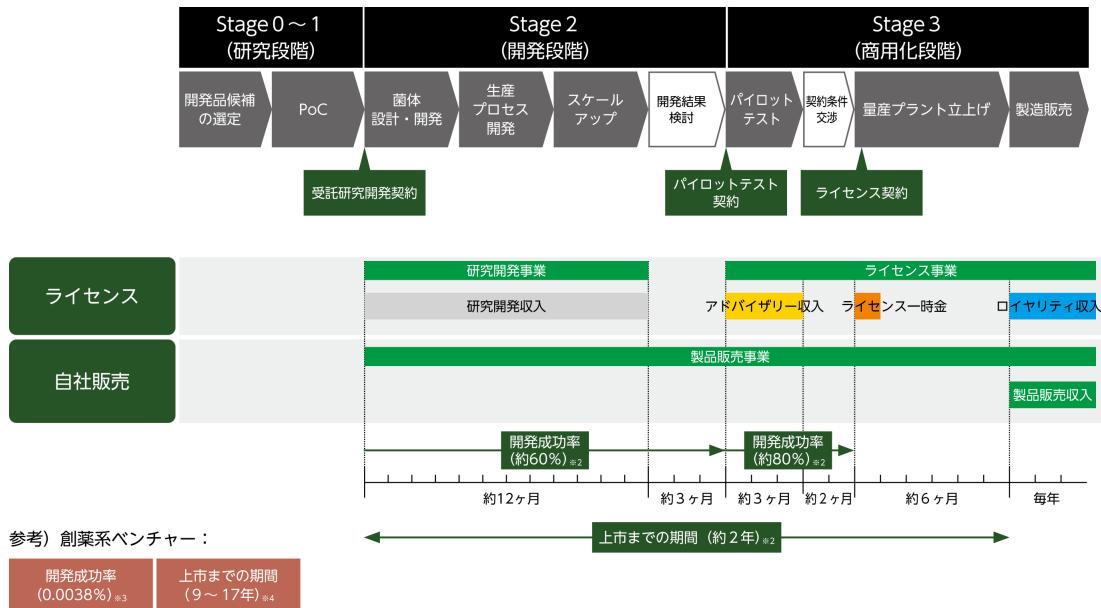
- ・パイロットテストの実施：ライセンス候補先又は当社における、Stage 2で得られた菌体及び生産プロセスにかかる知見を基にしたパイロットスケールで化学品を生産実証
- ・量産プラントの立上げ：ライセンス契約の締結後の、ライセンサーにおける商用化のための量産プラントでの試作とサンプル提供等(商用生産準備)
- ・製造販売：ライセンサーにおける商用生産又は当社における委託生産の開始及び製品(化学品)販売の実施

当社においては、開発対象とする製品や提供するサービス等の区分とパートナー企業の組合せごとに、このような研究開発から商用化までの流れに沿って進められる案件をパイプラインと称しております。

なお、これまでのパイプライン総数の推移は次のとおりであります。

		2019年9月期		2020年9月期		2021年9月期	
		件数(件)	件数(件)	前期比	件数(件)	前期比	件数(件)
パイプライン総数	Stage1	13	17	130.8	32	188.2	
	Stage2	17	22	129.4	25	113.6	
	Stage3	8	12	150.0	21	175.0	
	合計	38	51	134.2	78	152.9	

主としてStage2が研究開発事業、Stage3がライセンス・製品販売事業の領域であり、研究開発事業がライセンス・製品販売事業へと成長することから、これらのビジネスモデルを総じて1つのバイオリファイナリー事業というセグメントとしております。



※1 研究開発事業のみの受注は行いません。

※2 成功確率、上市までの期間は、2021年9月末時点のパイプライン実績平均より算定しております。

※3 出典：厚生労働省「医薬品ビジョン2021」

※4 出展：日本製薬工業協会資料及び各社有価証券報告書より当社にて作成しております。

## (2) 技術の特徴

当社が得意とするバイオリファイナリー技術は、次の4つの特徴を有します。これらの特徴的な技術の組合せによって、遺伝子操作により高度に機能が設計された微生物を活用した、高効率なバイオプロセスを実現しております。



### ① 増殖非依存型バイオプロセス

従来の発酵法によるバイオマスからの化学品の生産は、微生物の生命活動(増殖)を利用して、その生命活動のための多段階の酵素反応(代謝)の過程で生成される物質を得るものであります。よって微生物の分裂増殖に依存して生産を行います。

そのため、増殖のためのエネルギー、場所、時間を必要とし、石油等の非バイオマスからの化学反応による生産と比較して生産性が大幅に低く、経済的な障壁となっていました。

しかし、増殖非依存型バイオプロセスは、微生物(コリネ型細菌)が、増殖できない酸素抑制条件において、増殖をしないものの代謝活性を高く維持するという特徴に着目し、増殖させずに代謝のみを行わせることにより、低コストで高い生産性を發揮する独創的な発酵法であります。

増殖非依存型バイオプロセスでは、大量に培養したコリネ型細菌を反応器に高密度に充填し、酸素抑制条件下で増殖を停止させてコリネ型細菌の活動を物質生産に集中させる手法により、従来の発酵法と比較して高い原料効率で小規模な設備で短時間に対象物質を多量に得ることができます。

また、増殖に依存しないため、非可食バイオマスを原料とする代謝の過程で生じるフェノール類やアルデヒド類、有機酸類等の副生物による、発酵阻害(増殖阻害)の影響をあまり受けずに生産することができます。



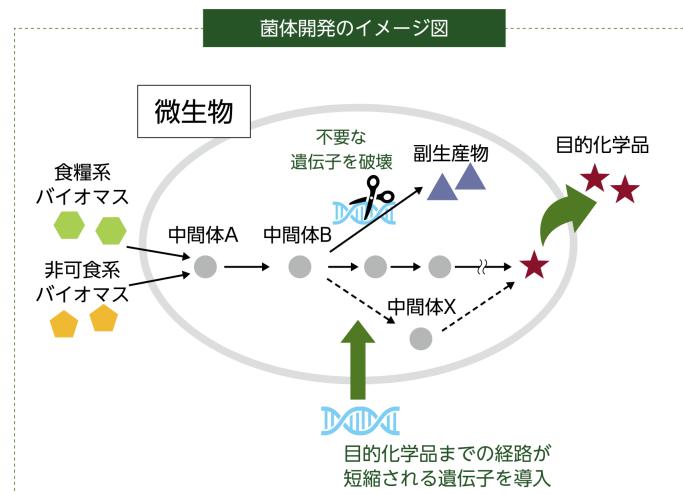
※RITE Bioprocess®：公益財団法人地球環境産業技術研究機構の登録商標/登録第5796262号（使用許諾済）

## ② 微生物の改良

より高効率な生産を実現するために、微生物自体についても、複数の遺伝子を破壊、もしくは導入する遺伝子組換えにより、副生物の生成を抑えて原料の利用効率を高める等の代謝経路の最適化や、酵素特性の改変、特定物質への耐性の付与等の開発を行っております。

とうもろこしや小麦、サトウキビといった可食バイオマスは主として炭素数が6のグルコース、ガラクトース、マンノース等の糖類(以下、「C6糖」という。)から構成されます。一方、とうもろこしの葉、茎(コーンストーバー)や稻わら、サトウキビ搾汁後の残渣(バガス)、廃材といった非可食バイオマスは、C6糖に加えて、炭素数が5のキシロースやアラビノース等の糖類(以下、「C5糖」という。)も多く含まれます。

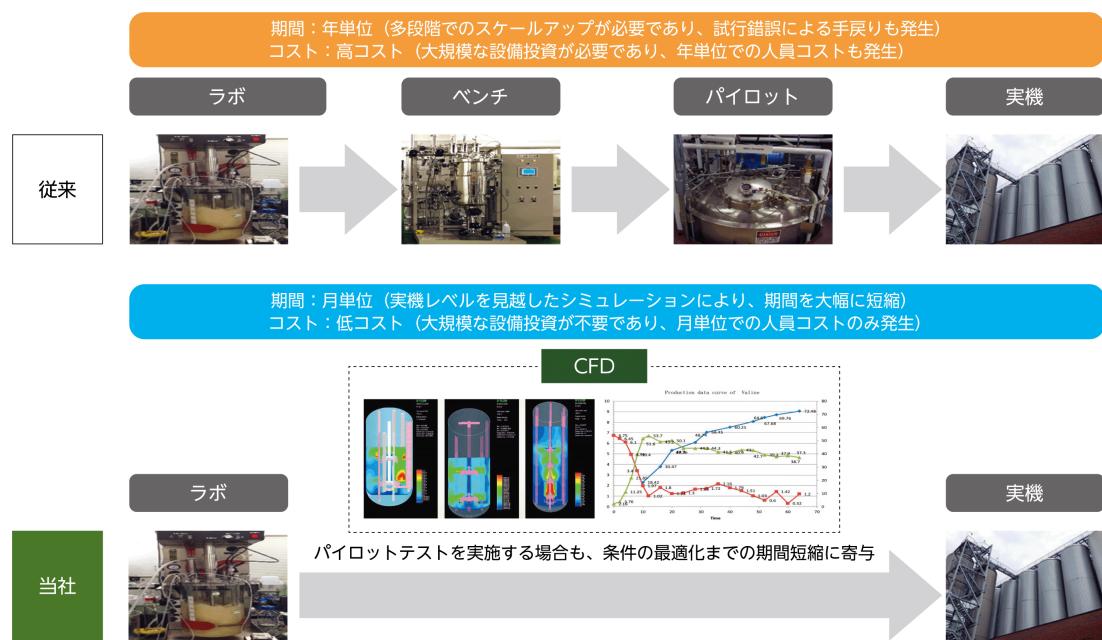
バイオプロセスに利用される微生物の多くは代謝においてC6糖を原料とし、C5糖を利用することを苦手としていますが、コリネ型細菌は、遺伝子組換えにより、C6糖とC5糖の同時利用を可能とし、また生産性も向上されることから、これまで廃棄物として処理されていた非可食バイオマスを化学品の原料としてより有効に利用することができます。



③ CFD(Computational Fluid Dynamics : 数値流体力学)を使った効率的なスケールアップ

モノづくりにおいて、ラボスケールで良いデータが得られても、商用スケールにした場合、同様の結果が得られるとは限りません。特に、バイオリファイナリーでは、菌体という生きものを扱っていることから、設備の種類や大きさ、生産規模等の環境によって菌体のパフォーマンスが大きく異なることから、これまで商用スケールにおける生産予測が難しく、少しづつスケールアップするというのが常道がありました。

当社は、バイオ生産プロセスにおけるCFDに基づくコンピュータシミュレーションシステムを開発しており、本システムの活用により、精度良く各環境下における生産条件を予測し、短期間、低成本でスケールアップすることが可能となります。

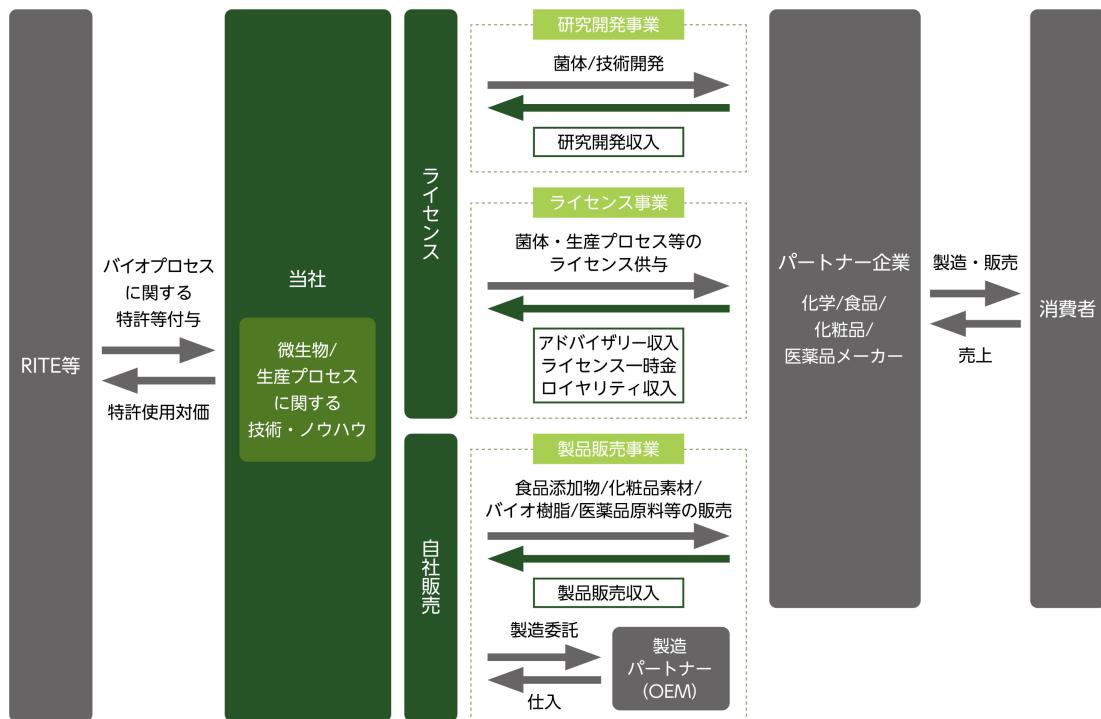


④ リサイクルプロセス

グラム陽性菌であるコリネ型細菌は、細胞壁が厚く丈夫であることから壊れにくく、バイオプロセスにより生産された化学品を含む溶液から濾過、分離されたコリネ型細菌は、繰り返し利用することができます。

### (3) 事業系統図等

当社の事業系統図は次のとおりであります。



### (4) 用語

本書で使用する用語の解説は次のとおりであります。

用語	解説
アミノ酸	酸性基であるカルボキシル基(-COOH)と塩基性基であるアミノ基(-NH <sub>2</sub> )から構成される有機化合物。ペプチド結合(-CONH-)によりタンパク質を合成する。種類により甘味、苦味、酸味やうま味を持つ栄養素でもあり、食品添加物や医薬品原料、化粧品原料に使用される。
アラニン	生体のエネルギー生成に重要なアミノ酸である。糖や酸の代謝、免疫力の向上や、筋肉組織、脳、中枢神経系へのエネルギーの供給に関わる。
カーボンニュートラル	一連の人為的活動を行った際に、排出される二酸化炭素と吸収される二酸化炭素が同じ量であるという概念。バイオマスは燃焼するとCO <sub>2</sub> を排出するが、そのCO <sub>2</sub> は植物等が成長する過程で、大気中から吸収したものであり、総量としてCO <sub>2</sub> の量は変化しないという考え方である。
キシロース	植物の細胞壁に多く含まれる单糖類(C <sub>5</sub> H <sub>10</sub> O <sub>5</sub> )。キシロースと同じ分子式であり、立体構造が異なる糖としてアラビノースが存在する。
グラム陽性菌	グラム染色法により紺青色あるいは紫色に染色される細菌類。厚い細胞壁を有する一方、外膜を有しない特徴を持つ。
グルコース	单糖類の1つであるブドウ糖(C <sub>6</sub> H <sub>12</sub> O <sub>6</sub> )。生物が活動するためのエネルギー源となる。天然に存在する单糖類は炭素原子(C)を6個持つものが多く、グルコースと同じ分子式であり、構造が異なる糖として、ガラクトース、マンノースが存在する。
酵素	生体で起こる化学反応に対して触媒として機能する分子
コリネ型細菌 (Corynebacterium glutamicum)	グラム陽性(グラム染色法により紫色に染まる細胞壁の厚い菌)土壌細菌であり、グルタミン酸やリジンをはじめとする、食品用、飼料用、医薬用のアミノ酸の工業生産菌として使用される。
サーキュラーエコノミー	従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」のリニアな経済(線形経済)に代わる、製品と資源の価値を可能な限り長く保全、維持し、廃棄物の発生を最小化した経済システム
ジャーファーメンター	微生物の大量培養装置。温度、通気量、攪拌速度、pH等の微生物の培養に必要な条件を一定に保つことができる。
生分解性	物質が微生物等の生物の作用により分解する性質。一般的には樹脂(プラスチック)等の有機化合物が土壤や水中の微生物により分解される性質を指す。

用語	解説
セルロース	植物細胞の細胞壁及び植物繊維の主成分で、天然の植物質の1/3を占める炭水化物(グルコースが結合した多糖類)である。
糖類	本書では、糖(C6H12O6)の最小単位である単糖類、複数個の単糖類が脱水縮合して結合(グリコシド結合)した少糖類、及び多数の単糖類がグリコシド結合した多糖類を指す。
ドラフトチャンバー	有害な気体や揮発性の有害物質等による被曝を防ぐための局所排気装置
バイオファウンドリ	合成生物学や未利用微生物の実用化も含めた微生物等の育種から生産に必要な大量培養に至るまでのバイオ生産システム
バイオマス	生物資源(bio)の量(mass)を表す概念であり、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。
バイオリファイナリー	バイオマスより様々な燃料や化学製品を製造すること。
バイオプロセス	本書においては、バイオリファイナリー技術により目的物を生産するまでの工程及び当該工程の最適化を指す。
発酵	細菌等の微生物が、有機物を分解、合成してエネルギーや別の有機物を生産する過程(代謝)であり、主にヒトにとって有益な物質を生産するものを指す。
バリン	人の体内で合成されない必須アミノ酸である。たんぱく質の合成、肝機能向上、血液中の窒素バランスの調整、中枢性疲労の軽減に関わる。
非可食バイオマス	ヒトが食用にしない植物材料
ライセンサー	知的財産権の実施許諾者
ライセンシー	知的財産権の実施権者
CFD (Computational Fluid Dynamics)	偏微分方程式の数値解法等を駆使して、流体に関する運動方程式をコンピュータで解く数値流体力学により、空気の流れや温度の分布状況の可視化を行う数値解析、シミュレーション手法
HPLC (High Performance Liquid Chromatography)	高速液体クロマトグラフィー。常圧下に比べ高圧にすることで短時間に成分を分離、測定する機器。
Proof of Concept	新しい概念や理論、原理等が実現可能であることを示すための試行

#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2021年10月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
30 (4)	46.1	3.8	5,442

部門	従業員数(人)
研究開発部門	20 (4)
営業部門	3
企画／管理部門	7
合計	30 (4)

- 注 1. 当社の従業員には他社への出向者及び他社からの出向者はおりません。
2. 従業員数の( )は派遣社員の人員数であり、外書きであります。
3. 平均勤続年数及び平均年間給与は、最近1年間の平均値であり、派遣社員を対象外としております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当社はバイオリファイナリー事業の単一セグメントであるため、従業員数は部門別に記載しております。

##### (2) 労働組合の状況

当社において労働組合は存在しませんが、労使関係については円滑な関係にあります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営戦略等は次のとおりであります。

また、次の文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営理念及び経営方針

当社は、「グリーンテクノロジーを育み、地球と共に歩む」を経営理念(ミッション)として掲げ、研究開発事業とライセンス・製品販売事業の2つのビジネスモデルを軸として、世界中のバイオリファイナリープラントにおいて当社の技術が使われ、「創造的な技術力、提案力でバイオリファイナリーフィールドを牽引し、常識を変革する企業になる」ことを目指しております。

#### (2) 経営戦略等

当社の成長は、次の事項により実現してまいります。

##### ① 各化学品市場への参入

各化学品市場へ段階を経て参入していく計画であり、1つ目のフェーズとして、アミノ酸に代表される食品添加物及び飼料添加物、あるいは化粧品原料等の現在でも発酵により生産されている製品の市場において、当社技術をライセンス供与し、ライセンシー企業の製品シェアの拡大を目指しております。

2つ目のフェーズとしては、市場が拡大しているバイオ樹脂原料を対象として、既存の石油製品と比べてコスト競争力のある製品の生産技術を提供し、今後、この分野でもプラットフォーマーとなることを目指しております。

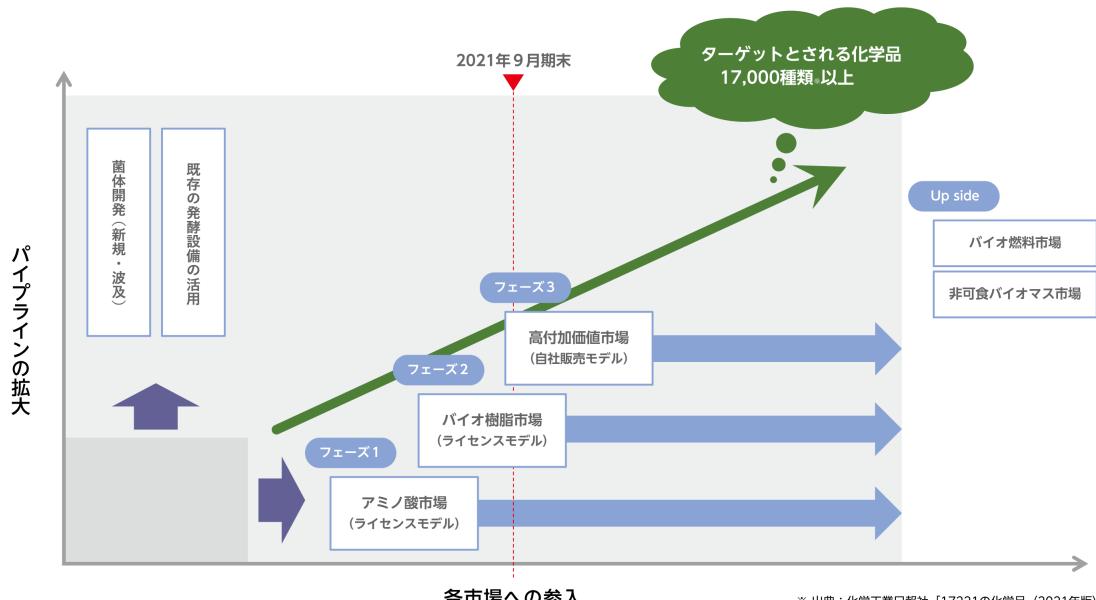
3つ目のフェーズとしては、食品添加物や化粧品原料といった各製品分野において市場価格が高価格帯である、高付加価値品について、当社がバイオリファイナリーフィールドで蓄積してきたノウハウを使って自社販売で参入し、企業成長を加速させてまいりたいと考えております。

また、4つ目のフェーズとして、バイオ燃料及び可食バイオマスを利用した製品を、更なる成長市場として考えております。これらは、現時点では石油由来の既存品とバイオマス由来製品、可食バイオマス由来の既存品と非可食バイオマス由来製品とを比較して、既存品が安価かつ大量生産が容易であることから、バイオマス由来製品への代替が進んでおりませんが、政府の気候変動対策やSDGsの達成のための法規制等により、企業におけるCO<sub>2</sub>の削減等の義務が強化された場合には、バイオマス由来の製品の需要が拡大すると想定しております。当社いたしましては、そのような状況を見据え、技術実証を兼ねて事業化に備えた研究開発を進める方針であり、日本発の国産バイオジェット燃料の生産や、ポプラから作った化粧品用エタノールの開発、販売を実施しております。

##### ② パイプラインの拡大

パイプラインの拡大にあたって、1つの方針として、新たな製品を生産する菌体の開発(新規)と、既に開発した生産性の高い菌体を基にした類縁製品を生産する菌体の開発(波及)を強化してまいります。

また、2つの方針として、当社の技術の多くは、既存の発酵設備を利用してできることから、国内外の既存設備で、同時並行で多数のパイプラインの事業化を進めることを目指しております。



※ 出典：化学工業日報社「17221の化学品（2021年版）」

### (3) 経営環境

2019年6月11日、内閣府(統合イノベーション戦略推進会議)により「バイオ戦略2019」が公表されました。

「バイオ戦略2019」においては、先進国の多くが高齢化、人口減少時代に入るとともに、新興国も労働人口はすでにピークアウトして先進国と同様の課題を抱えつつあり、いずれは世界中が環境問題の深刻化、食料確保の困難化、医薬品需要の増加等の共通した社会課題を抱えることになることを警鐘しております。これらの社会課題の克服につき、持続可能性、循環型社会、健康がキーワードとなると分析し、目指すべき「循環型社会」、「持続的第一次生産型社会」、「バイオ化社会」、「医療・ヘルスケア連携社会」の4つの社会像とその実現に向け注力する9つの市場領域が示されております。

そして、2020年6月26日、「バイオ戦略2020(基盤的施策)」が公表され、バイオ戦略2019に沿って遅滞なく取り組むべき基盤的施策(データ関連、バイオコミュニティ形成関連等、制度整備関連等、司令塔機能の強化)が打ち出されており、2021年1月19日には「バイオ戦略2020(市場領域施策確定版)」により、「高機能バイオ素材・バイオプラスチック」や「有機廃棄物・有機排水処理」、「持続的第一次生産システム」、「生活習慣改善ヘルスケア、機能性食品等」等の市場領域ごとの市場規模目標が設定され、2030年のバイオ市場規模総額92兆円が掲げられております。

米国や欧州等では、すでにバイオテクノロジーと経済活動を一体化させた「バイオエコノミー」という概念に基づく総合的な戦略のもとに技術開発や政策が推進されております。経済協力開発機構(OECD)の公表する「The Bioeconomy to 2030(2009年)」によれば、世界のバイオエコノミーの市場規模は2030年にOECD加盟国のGDPの2.7%にあたる約1.6兆ドルに到達するとし、2000年代半ばと比較して約3倍の成長が予想されます。まだ一般的に「バイオ」で連想されるのは健康、医療及び農業ですが、2030年に向けては燃料や樹脂等の工業用途が増加し、市場規模のうち工業分野の比率は最も大きい39%(農業分野36%、健康、医療分野25%)、6,000億ドルと予測されております。

米国及び欧州を中心に微生物利用の工業化の競争が激化しておりますが、現在において微生物の効率的、安定的な利用が可能な微生物の開発は、世界においてもいまだ停滞しており、当社のバイオリファイナリー事業はこの新興市場へ先駆的に乗り出すものであります。

日本においては、国際民間航空機関(ICAO(International Civil Aviation Organization))が掲げる2050年時点での航空業界の二酸化炭素排出量半減の目標を受けて、経済産業省や国土交通省により東京オリンピックを指標としたバイオジェット燃料によるフライトの実現が推進され、また、世界の廃プラスチックの受け皿となっていた中国における2017年からの段階的な廃プラスチックの輸入制限、海洋プラスチック問題に端を発し、欧州を主体に広がりつつある使い捨てプラスチックの規制の潮流が樹脂を取り扱う業界各社に及んでいます。

また、「バイオエコノミー」と並行して、「サーキュラーエコノミー(循環経済)」という概念が取り上げられ、これまで廃棄物としてみなされていたものを有用物に変換することが求められています。当社は、非可食バイオマスを原料として、バイオリファイナリー技術により、バイオ化学品に変換する技術、ノウハウを有しております、これらを使った新しいソリューションを提供してまいります。

### (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

優先的に対処すべき財務上の課題として、設立時より研究開発のための設備や人件費等を先行投資しており、2020年9月期までにおいては継続的な営業損失を計上しております。研究開発サービスを提供する、当社のような技術開発型ベンチャーにおいては、商用化可能な技術基盤の確立のための設備投資を含む研究開発費用が先行して計上されるに伴って、赤字計上となることに特徴があります。

当社においては、上述の先行投資の結果、2019年9月期以降、大型の研究開発契約の締結による研究開発収入やライセンス契約の締結によるライセンス一時金等を計上し、2020年9月期の売上高は前期比65.5%増加の実績となっており、営業損失率は改善しております。

今後も、技術基盤の強化のための研究開発活動への投資を継続するとともに、次の事業上の課題である「開発から商用化というビジネスモデルの確立」及び「成長を支える体制の確立」に取り組むことで、中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化に努めてまいります。

また、優先的に対処すべき事業上の課題は次のとおりであります。

#### ① 開発から商用化というビジネスモデルの確立

当社は、バイオリファイナリーという新しい市場で生き残り、成長していくために、自社で開発、生産、販売するという単純なビジネスモデルではなく、様々なニーズや課題を抱える他社との研究開発を実施し、事業化可能な技術レベルまで発展させ、最適な商用化の形(ライセンス契約又は自社販売)を選択するというビジネスモデルで収益を確保してまいります。

そのため、中期目標とし、今後3年間において、次の項目を実施してまいります。

##### a 国内外企業との研究開発の推進

社会が求めるバイオ化学品を選び出して、その開発のために最適なパートナー企業を探し出し、研究開発を進めております。特に最近では、地球環境問題等に対する関心が高まり、非石油由来のバイオ樹脂や生分解性のバイオ樹脂に対するニーズが強まっているものと考えております。また、バイオマスを原料とする場合、原料調達費、人件費、物流コスト、供給安定性等から、低コスト化のためには、海外での商用化がカギを握っております。さらに、近年、「サーキュラーエコノミー(循環経済)」ということが叫ばれ、廃棄物の有効利用が求められており、当社が有している非可食バイオマスの利用とバイオリファイナリーの知見を使ったソリュー

ションを提供してまいります。

こうした状況を踏まえ、今後3年間において、バイオ樹脂原料の研究開発、海外企業とのバイオ化学品の研究開発、食品残渣・農業残渣由来のバイオ化学品のパイプラインを実施してまいります。

b 開発製品の商用化

継続的かつ安定的な収益の確保のためには、研究開発費による一時的な売上だけではなく、開発した技術及び製品の商用化(ライセンス契約、共同出資会社による生産及び販売、又は自社販売)が重要であります。製品の価格、用途、市場規模、パートナー企業の有無等の状況に応じて、どの形態が最適かを判断し、商用化を進めてまいります。

具体的には、今後3年間において、既に開発に着手している、新規アミノ酸、非可食バイオマス利用及び食品向け素材のパイプラインの商用化を計画しております。

c 商用化済製品の収益拡大

当社は、既に2種類のアミノ酸のライセンス、並びに化粧品用エタノールの自社販売という形で商用化を実現しており、これらの商用化済製品からの収益の拡大にも取り組む必要があります。

具体的には、今後3年間において、改良技術の提供等を通じたライセンシー企業の製品の売上高拡大によるロイヤリティ収益の拡大を図ります。

## ② 成長を支える体制の確立

当社が「バイオリファイナリー産業における技術プラットフォームを提供する企業」となるためには、短期間で大きな成長を実現していく必要があります。そのためには、事業の拡大を支える体制を確立する必要があります。そのため、中期目標として今後3年間において、次の項目を実施してまいります。

### a 内部統制システムの構築

規程類の整備とその適正な運用、必要となる組織の新設及び変更並びに適切な人員の採用及び配置、予実管理及び決算体制の整備、会計システムのワークフローの確立及び人的作業からシステム制御への移行、内部監査の実施、リスク及びコンプライアンス管理の実施等を実行して、法令に準拠し、また当社の事業構造に適応した内部統制システムの構築を進めてまいります。

### b 人材の確保

世界的な石油資源からバイオマスへの転換の波による、大企業におけるバイオプロセスの研究開発への投資や少子化による研究者の絶対数の減少等により、研究者は現在売り手市場であると考えております。当社は技術開発型ベンチャーであり、独自の技術開発が事業の根幹となることから、優秀な研究者の確保が必要不可欠であります。

また、上述の内部統制システムの構築や、適時開示及びIR等、付加的業務への対応のため、企画、管理部門についても増員が必要であり、適時の採用活動を行っていきます。

### c 研究施設及び設備の充実

当社のビジネスモデルの特徴として、自ら大規模な製造設備を持たないことで、大きな設備投資を必要としないことがあります、成長のためには、多くの製品の開発を行う必要があります、人員の拡大に伴う研究施設の拡張、発酵槽等の研究開発設備への追加投資が必要であります。また、研究開発の迅速化のための自動洗浄機や高速分析装置等を導入することを計画しております。

### d 当社の認知度及び信用力の向上

研究開発は、必ずしも目標値を達成し、成果を確約するものではなく、また新規技術は市場における実績も少ないことから、取引先の拡張にあたっては、当社の認知度及び信用力を向上させ、当社の技術に対しても信用を持たせることが重要であります。

当社は、商用化実績を着実に積み上げるとともに、上場による知名度の上昇及び企業としての信頼の獲得を目指します。

③ SDGsへの取組み

SDGs(Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)とは、2015年9月開催の国連サミットで加盟国により採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標であり、17のゴール(目標)と169のターゲットから構成されます。

当社の事業は、17のゴールのうち次の6つの達成に寄与するものと考えております、当社の事業成長が持続可能な社会の実現に繋がることを志しております。

**産業と技術革新の  
基盤をつくろう  
(目標9)**

: 当社独自のバイオリファイナリー技術は、  
様々な社会問題の解決に貢献してまいります

**つくる責任  
つかう責任  
(目標12)**

: 当社の技術により、廃棄物から化学品を作り、  
廃棄物削減に貢献してまいります

**エネルギーをみんなに  
そしてクリーンに  
(目標7)**

: 当社の技術により、石油燃料をバイオ燃料に置き換えることで、  
クリーンエネルギーの実現に貢献してまいります

**飢餓をゼロに  
(目標2)**

: 当社の技術により、可食バイオマス由来の化学品を  
非可食バイオマス由来に置き換えることで、  
食料問題と競合しない社会の実現に貢献してまいります

**気候変動に  
具体的な対策を  
(目標13)**

: 当社の技術により、石油由来の化学品を  
バイオマス由来に置き換えることで、  
CO<sub>2</sub>を削減し、カーボンニュートラルの実現に貢献してまいります

**海の豊かさを  
守ろう  
(目標14)**

: 当社の技術により、生分解性樹脂の原料となる化学品を  
バイオマス由来に置き換えることで、  
海洋プラスチックの問題解決に貢献してまいります

※ SDGsのロゴ及びアイコンについては、国連本部へ使用許諾の申請中です。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、バイオリファイナリー事業により、今まさに新たな市場を作りだしている過渡期であります。

市場成長の初期段階において先駆者として実績を積むことは、当該市場において高い優位性に繋がることから、第一に売上高を経営指標とし、パイプラインの拡大を基盤とする販売実績の増加を目指しております。

## 2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は次のとおりであります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しておりますが、当社に関するすべてのリスクを網羅するものではありません。

また、次の文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

### (1) 経済動向等の変動

当社事業は、基本的には企業向けにアミノ酸や樹脂原料等の原材料に関する研究開発及びライセンスの付与を実施するものであることから、一般的な製造業や小売業と比較して、景気の変動の影響を受けにくい特徴を有しますが、景気の急速な悪化により、事業者の新規事業や研究開発活動への投資が減速した場合、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) ライセンシーにおける販売

当社は、最も重要な事業としてライセンス契約に取り組んでおります。ライセンス契約においては、主として自社において技術を使用した製品の生産、販売を行わないことにより、設備投資及び販路確保や在庫の保有、広報等の販売活動にかかる費用やリスクを最小限にすることができます。

一方、ライセンス契約の事業構造上、製品の販売活動はライセンシー(ライセンス契約の締結先)に依拠し、当社において販売の計画、実行を行わないことから、特に短期的な業績予測と実績の乖離が生じる可能性があります。

当社としては、期待するロイヤリティ収入を保持できるよう、ライセンシーの販売計画を精査のうえ、ライセンス契約の条件を個々に設定しており、今後は既存のライセンス契約の条件やロイヤリティ収入の実績の知見をもつて、さらに業績予測の精度を高める方針ですが、ライセンシーの事業状況に変動が生じた場合には、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) カントリーリスク

当社は、中国やマレーシア等のアジア地域において事業展開を行っており、これらのうち特に中国における事業活動には次のようなリスクがあります。

- ・予期し得ない法律、規制、不利な影響を及ぼす租税制度の変更
- ・不利な政治的要因の発生及びそれに伴う為替の変動
- ・常識、文化、社会的慣習の違いによる契約違反や技術流出等の発生

2020年9月期の売上高については、約11%がアジア地域のパートナー企業との取引高となっております。

当社は、今後事業開拓活動により、研究開発の対象製品、提携先(取引先)の多様化を進め、研究開発に続くライセンス契約も、複数の地域、取引先に展開していく計画ですが、上述のアジア地域に特有のリスクが発生した場合は、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 商用化における特定の対象製品にかかるリスク

当社の1つの大きなパイプラインにおける対象製品(当社がライセンスした技術によりライセンシーにおいて商用生産される製品)である飼料添加物用のアミノ酸については、畜産業界における病気の蔓延等により、その需給に大幅な変動が生じることがあります。例えば、2018年から中国を中心に拡大した豚コレラの蔓延により、中国国内での養豚数が激減し、豚向けの主要な飼料添加物であるバリンの売上が想定値より大幅に減少するという事態が生じました。

当社は、パイプライン、ひいては商用化の対象製品をできる限り拡大し、当社の経営に与える影響を最小限に抑えるような事業構造を構築してまいりますが、特定製品にかかる需給リスクが発生した場合は、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

### (5) パイプラインの進捗にかかるリスク

各パイプラインはStageごとの複数の契約の締結、遂行により進捗していくものであり、研究開発の目標達成状況やパートナー企業の方針等により、進捗が遅延又は停滞する可能性があります。

計画数値の策定にあたっては、想定契約金額に開発難易度やパートナー企業の確定度合い等の要素を基に評価した成約確率を乗じて、又はパートナー企業の販売計画や市場情報を基に、想定販売単価及び想定販売量を設定し、同様に成約確率を乗じて売上高にかかる数値を策定しておりますが、ライセンス契約の締結時期の遅延や大型の研究開発契約の開発期間の長期化等のパイプラインの進捗に遅れが生じる事象が生じた場合には、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 技術革新への対応に関するリスク

バイオリファイナリー技術については、商用化可能な技術基盤の確立のために中長期的な研究開発期間及び先行投資が必要であり、IT技術のように革新が早く入れ替わりがあるような業界ではありませんが、対象製品について当社技術より優位性の高い技術が第三者により商用化された場合は、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。そのため、当社においては、技術基盤の強化のための研究開発活動を継続するとともに、「(4) 商用化における特定の対象製品にかかるリスク」に記載のとおり、商用化の対象製品をできる限り拡大し、当社の経営に与える影響を最小限に抑えるような事業構造を構築してまいります。

#### (7) 大株主との関係について

当社は、公益財団法人地球環境産業技術研究機構で開発された技術を事業化したことから設立されており、同機構は2021年9月期末において当社の株式1,800,000株を保有する大株主であります。

当社では、同機構の保有するRITE Bioprocess®に関連するものを始めとする特許権の実施許諾を受け事業展開を行ってきており、その使用にあたっては同機構(ライセンサー)に対しロイヤリティを支払うものであります。また、当社の研究開発拠点であるGreen Earth研究所の建物は同機構より借り受けるものであります。

同機構は公益財団法人として、開発した技術を世の中に広め、もって地球環境の保全及び世界経済の発展に資することを理念としており、当社の事業成長を推進する立場にあることから、これまで同機構とは協力的な提携関係を維持しており、その継続性にかかるリスクは僅少ですが、万が一これらの特許権及び建物賃貸にかかる契約の継続が困難となった場合には、現在時点において当社の業績及び財務状況等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、特許権については、大規模な設備投資や販売活動を必要としない事業形態を活かして研究開発へ注力し、当社の特許権の取得を進めつつ、できる限り多くの企業との協業を実現することにより、外部の特許権に依存しない事業展開を進める方針であり、現状、当該依存度は減少傾向にあります。

#### (8) 災害等

当社の研究開発拠点は、現状Green Earth研究所の1カ所のみであり、大規模災害等が発生し、当該研究所が損壊又は当該研究所の研究開発設備が破損、紛失した場合、研究開発が停止することとなります。

研究開発は当社の事業の核となる活動であることから、研究開発設備について、地震保険をかけ、損壊時における新規設備購入のための手元資金を確保しております。また、事業継続上作成に時間がかかる菌株については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が提供する、安全保管(生物遺伝資源の保管委託)サービスを利用して保管しておりますが、不測の災害等が発生した場合、2020年9月期においては売上高の約75%を占める研究開発契約にかかる業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### (9) 知的財産権

当社は事業展開において様々な特許権等の知的財産権を使用しており、これらは当社所有の権利であるか、又は他者より適法に実施許諾を受けた権利であると認識しております。これらの知的財産権について、これまで第三者の知的財産権を侵害した、又は当社が侵害を受けた事実はなく、今後も侵害を防止するため、適切な管理を行っていく方針でありますが、当社の認識していない知的財産権が既に成立している可能性や新たに第三者の知的財産権が成立する可能性もあり、当該侵害のリスクを完全に排除することは困難であります。

今後、当社が第三者との間の知的財産権を巡る法的紛争等に巻き込まれた場合、顧問弁護士や弁理士と協議のうえ、当該知的財産権によってはライセンサーとも協力し、対応する方針でありますが、当該紛争に対応するために多くの人的及び資金的負担が発生するとともに、当社のライセンサーから特許権の実施の差止請求や、損害賠償等の請求を受けることがあります、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

#### (10) 情報セキュリティ

当社の提供する技術は、特殊な設備を要することなく導入できることが強みでありますが、一方で技術つまりはノウハウにかかる情報資産につき、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピュータウイルスの侵入等による漏洩リスクが存在します。

これに対し、VPN(Virtual Private Network)及びUTM(Unified Threat Management)を導入し、プライベートネットワークによる拠点間接続を行い、セキュリティの高い環境を構築しております。また、当社の情報資産はVPNで接続されたLAN(Local Area Network)上に保存し、適切なアクセス権限の設定を行うことにより、情報資産を一元管理し、情報漏洩リスクへの対策を講じてますが、不法な侵入等を受けた場合は、企業が不正にその技術を利用して当社に競合する、又は当社へライセンスされた特許権にかかる情報資産の漏洩につき、当社のライセンサーから特許権の実施の差止請求や、損害賠償等の請求を受けることがあります、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

#### (11) 先行投資に伴う財務影響

技術開発ベンチャーである当社においては、商用化可能な技術基盤の確立のための、研究開発にかかる投資が重要と考えております、先行的に研究開発設備の導入及び研究開発用消耗品の購入、並びに研究員の増員のための人員費等の費用を先行的に投下しております、2020年9月期までにおいて継続的な営業損失を計上しております。

当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。当社においては、今後も、技術基盤の強化のための研究開発活動への投資を継続するとともに、新たな研究開発契約やライセンス契約の締結及びそれに伴う収益の計上に努めてまいりますが、これらの先行投資が想定どおりの成果に繋がらなかつた場合は、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

#### (12) 社歴、業歴が浅いことによる業績の不確定性

当社は、2011年9月の設立より、近年までは商用化のための研究開発を事業活動の中心とし、収益も行政機関等からの助成金を主体としておりましたが、2018年9月期より本格的な商用化に至っております。

技術自体は商用化段階に達しており、当該技術を使用して製造する製品も既存の市場が存在し、その規模、市場価格等の指標となるデータが入手できます。そのため、業績予測については一定程度の蓋然性があるとの認識であり、今後は実績の積み重ねにより、さらに業績予測の精度を高める方針あります。

ただし、2020年9月期までは赤字決算であり、過年度の業績のみでは期間比較を行う充分な材料とはならず、今後の業績については当社において合理的と考えられる方法により予測、算定したものですが、判断指標が不十分であり、当社の業績予測と実績に乖離が生じる可能性があります。

#### (13) 人材の獲得及び育成について

技術基盤の継続的な強化のための研究開発活動、及び収益の最大化のための事業活動にあたっては、優秀な人材の確保が必要不可欠であります。当社においては、事業規模に応じて採用活動を行ってきており、これまでのところ適時に必要な人材の採用に至っておりますが、今後、大企業の採用市場の動向や少子化による就活者の募集の減少等により、採用活動が円滑に進まない場合は、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

#### (14) その他のリスク

##### ① 配当政策

当社は、株主に対する利益還元については重要な経営課題と認識しておりますが、現時点においては、新興市場であるバイオリファイナリー業界において先駆者優位性を獲得するためにも、事業成長への投資を優先しております、これはひいては株主への利益還元に繋がると考えております。

将来的には、業績及び財務状況等を勘案しながら配当実施について検討していく方針でありますが、配当実施の可能性及びその実施時期等については、提出日現在において未定であります。

##### ② ベンチャーキャピタル等の持株比率

当社は、創業時から直近までの商用化にかかる研究開発資金を、主としてベンチャーキャピタル(コーポレートベンチャーキャピタルを含む)及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合(以下、「ベンチャーキャピタル等」という。)より調達しております、提出日現在におけるこれらのベンチャーキャピタル等が所有する株式数は4,320,000株であり、当社の発行済株式総数9,123,000株の47.35%にあたります。

当社の株式上場日以降、当社株式についてもその全部又は一部が売却されることが想定され、当該売却により、株式市場の当社株式の需給の均衡が崩れ、当社株式の市場価格形成に影響を及ぼす可能性があります。

##### ③ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化

当社は、主として、取締役及び従業員に対し、経営目標や業績の達成の意識向上又は優秀な人材の採用を目的としたインセンティブとして、新株予約権の付与を行っております。

提出日現在におけるこれらの新株予約権にかかる潜在株式数は1,264,500株であり、当社の発行済株式総数及び潜在株式数の合計10,387,500株の12.17%にあたり、今後新株予約権が行使された際には、既存株主の株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

##### ④ 新型コロナウイルス等の感染症の蔓延

提出日現在において、新型コロナウイルス感染症の世界的流行は継続しており、大きな経済影響を与えております。ただし、当社においては、国内外のパートナー企業又はパートナー候補企業とのWEB会議の推進、Green Earth研究所における徹底した感染防止対策の実施等により、営業活動、研究開発活動とともに従前と変わらぬ事業活動の水準を維持しております。また、今後も新型コロナウイルス感染症の影響が継続するものと仮定して、2022年9月期以降の事業計画を策定しております、当社の業績及び財務状況等への影響は軽微であると判断しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行の拡大規模や収束時期、また、新たな感染症の発生を正確に予測することは困難であり、感染症の蔓延が長期化又は頻発した場合には、当社の業績及び財務状況等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

##### ① 市場状況並びに経営成績の概要及び分析

第10期事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

新型コロナウイルス感染症により経済活動が強く制限され、世界経済へ甚大な打撃を与えております。2020年4月以降、新規感染者数は先進国においては収束傾向にあるものの、発展途上国においては増加しており、依然として高水準で推移しております。各国においては、大規模な経済対策とともに段階的な経済活動の抑制緩和が進められることが想定されるものの、各国間の入国制限措置は継続されており、正常化の時期は見通せない状況にあります。

しかし、当社においては、リモートワーク及び交代出社の導入、WEB会議の推進、並びにマスクの支給及び紫外線殺菌灯の設置等の感染防止対策を徹底し、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、従前と変わらぬ事業活動の水準を維持しており、主として国内のパートナー企業とのパイプラインについて、新たな研究開発契約の締結及び商用化に向けた研究開発を着実に進め、当事業年度中に新たなライセンス契約の締結に至っております。

また、商用化第1号であるバイオマス由来のアミノ酸(バリン)については、当社とのライセンス契約に基づき、中国企業において2018年10月より製品販売が開始されており、中国市場においてバリンの供給量を拡大し、堅調なランニングロイヤリティを得ているところであります。

そのほか、当社としては、商用化段階に至っていない、又は研究開発契約を受託していない技術についても、当該技術が対象としている製品の市場規模や市場価格等、将来的な成長性が見込めると判断されるものについては、自社単独での研究開発を進める方針としており、行政機関による助成事業を受託しております。

以上の結果、当事業年度は売上高334,338千円(前年同期比65.5%増)、営業損失114,531千円(前期営業損失280,818千円)、経常損失113,960千円(前期経常損失275,578千円)、当期純損失116,424千円(前期当期純損失289,303千円)となりました。

なお、当社はバイオリファイナリー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第11期第3四半期累計期間(自 2020年10月1日 至 2021年6月30日)

世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として先行き不透明な状況が続いております。当社においては、このような経済背景を踏まえ、国内外、特に海外のパートナー企業の動向も要素の1つとして事業計画を策定しており、政府による規制や新型コロナウイルス感染症による市場の動きに左右されない事業運営を図っております。

これにより、当第3四半期累計期間においては、上述の世界的なバイオ化の潮流も受け、新たに樹脂原料のライセンス契約及びアミノ酸の研究開発契約を締結するに至り、国の委託事業による収益も計上しております。

以上の結果、当第3四半期累計期間の売上高は312,578千円、営業損失58,310千円、経常損失55,781千円、四半期純損失58,065千円となりました。

なお、当社はバイオリファイナリー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 財政状態の分析

第10期事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

a 資産

当事業年度末における流動資産は495,849千円となり、前事業年度末に比べ237,686千円減少いたしました。これは社債60,000千円の満期償還及び研究開発費により、主に現金及び預金が192,430千円減少したことによるものであります。固定資産は78,622千円となり、前事業年度末に比べ7,573千円減少いたしました。これは主に設備投資により機械及び装置が13,268千円、ソフトウェアが6,925千円増加した一方、定期預金の満期到来により長期預金が14,732千円及び償却によりリース資産が13,353千円減少したことによるものであります。この結果、総資産は574,472千円となり、前事業年度末に比べ245,260千円減少いたしました。

b 負債

当事業年度末における流動負債は139,121千円となり、前事業年度末に比べ173,201千円減少いたしました。これは主に社債60,000千円の満期償還及び前受金が94,008千円減少したことによるものであります。固定負債は110,504千円となり、前事業年度末に比べ44,186千円増加いたしました。これは主に借入れにより長期借入金が60,000千円増加した一方で、リース返済によりリース債務が13,453千円減少したことによるものであります。

c 純資産

当事業年度末における純資産合計は324,847千円となり、前事業年度末に比べ116,244千円減少いたしました。これは主に利益剰余金が116,424千円減少したことによるものであります。この結果、自己資本比率は56.5%(前事業年度末は53.8%)となりました。

第11期第3四半期累計期間(自 2020年10月1日 至 2021年6月30日)

a 資産

当第3四半期会計期間末における流動資産は1,013,721千円となり、前事業年度末に比べ517,871千円増加いたしました。これは主に第三者割当増資により現金及び預金が520,680千円、仕掛品が6,704千円及び基礎研究開発費等の前払費用が10,097千円増加した一方、受取手形及び売掛金が19,624千円減少したことによるものであります。固定資産は83,095千円となり、前事業年度末に比べ4,472千円増加いたしました。これは主に設備投資により機械及び装置が10,710千円、建物附属設備が2,639千円、工具、器具及び備品が2,308千円増加した一方、リース資産が減価償却により9,984千円減少したことによるものであります。この結果、総資産は1,096,817千円となり、前事業年度末に比べ522,344千円増加いたしました。

b 負債

当第3四半期会計期間末における流動負債は80,218千円となり、前事業年度末に比べ58,902千円減少いたしました。これは主に前受金が37,791千円及び未払金が11,531千円減少したことによるものであります。固定負債は199,816千円となり、前事業年度末に比べ89,312千円増加いたしました。これは主に借入れにより長期借入金が96,670千円増加した一方で、リース返済によりリース債務が5,587千円減少したことによるものであります。

c 純資産

当第3四半期会計期間末における純資産合計は816,782千円となり、前事業年度末に比べ491,934千円増加いたしました。これは第三者割当増資により、資本金が275,000千円、資本準備金が275,000千円増加したこと、利益剰余金が58,065千円減少したことによるものであります。この結果、自己資本比率は74.5%(前事業年度末は56.5%)となりました。

③ キャッシュ・フローの状況

第10期事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下、本項目において「資金」という。)については、前事業年度末より194,885千円減少し、424,116千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フロー状況とそれらの要因は次のとおりであります。

a 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果、支出した資金は171,175千円(前事業年度においては124,331千円の支出)となりました。これは主に研究開発設備等の減価償却費24,116千円、及び受取手形及び売掛金の回収に伴う売上債権の減少額38,064千円等の増加要因があったものの、税引前当期純損失113,960千円、及び前受金の減少額94,008千円、諸経費の削減による未払金の減少額32,818千円等の減少要因によるものであります。

b 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果、支出した資金は10,237千円(前事業年度においては48,421千円の支出)となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出16,242千円、無形固定資産の取得による支出7,072千円の減少要因があつたものの、定期預金の満期による収入12,277千円等の増加要因によるものであります。

c 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果、支出した資金は13,471千円(前事業年度においては320,980千円の資金獲得)となりました。これは主に新型コロナウイルス感染症影響下における経営安定化のための長期借入金による収入60,000千円の増加要因があつたものの、社債の満期償還による支出60,000千円、及びリース債務返済による支出13,300千円等の減少要因によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の状況

a 生産実績

当社は生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

b 受注実績

当社が提供する役務の性格上、受注実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

c 販売実績

第10期事業年度及び第11期第3四半期累計期間における販売実績は次のとおりであります。なお、当社はバイオリファイナリー事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

セグメントの名称	第10期事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)		第11期第3四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2021年6月30日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
バイオリファイナリー事業	334,338	165.5	312,578

注1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第9期事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)		第10期事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)		第11期第3四半期 累計期間 (自 2020年10月1日 至 2021年6月30日)	
	販売高 (千円)	割合(%)	販売高 (千円)	割合(%)	販売高 (千円)	割合(%)
DIC株式会社	18,967	9.4	82,912	24.8	90,927	29.1
三菱HCキャピタル 株式会社	—	—	30,000	9.0	55,000	17.6
環境省	—	—	53,348	16.0	54,407	17.4
Ningxia Eppen Biotech Co., Ltd.	37,068	18.3	38,297	11.5	34,384	11.0
伊藤忠商事株式会社	—	—	16,000	4.8	34,000	10.9
伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社	12,500	6.2	50,000	15.0	17,500	5.6
日本航空株式会社	71,340	35.3	8,500	2.5	528	0.2
Natural Beauty株式会社	28,500	14.1	3,562	1.1	—	—

2. 上表の金額には、消費税等を含んでおりません。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析、検討内容は次のとおりであります。  
また、次の文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

### ① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、日本において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項については、過去の実績や市場動向を勘案し、合理的に判断しておりますが、不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性があります。

当社の財務諸表にかかる重要な会計方針の詳細については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載しております。

特に次の事項は、経営者の会計上の見積りの判断が財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすと考えております。

#### (固定資産の減損処理)

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当社の将来の事業計画を基に、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

将来の事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損損失を計上する可能性があります。

#### (繰延税金資産)

繰延税金資産については、当社の将来の課税所得見込みや想定実効税率等、現状入手可能な将来情報に基づき、合理的に将来の税金負担を軽減する効果を有し、回収可能性があると考えられる範囲内で計上することとしております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産の計上額に影響する可能性があります。

### ② 経営成績の分析

第10期事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

#### a 売上高

当事業年度における売上高については、前事業年度より132,298千円増加し、334,338千円となりました。これは主に石油資源の枯渇、CO<sub>2</sub>削減又は使い捨てプラスチックにかかる法的及び業界の規制を見据えた企業の、石油由来の化学品からバイオマス由来の化学品への転換の需要の伸長による、研究開発契約の件数の増加によるものであります。

b 売上原価

当事業年度における売上原価については、前事業年度より28,823千円減少し、148,741千円となりました。これは主に当事業年度において、研究開発契約における外注役務が前事業年度と比較して減少したため、当該外注費分につき売上原価として配賦される研究開発費が減少することによるものであります。

c 販売費及び一般管理費及び営業損失

当事業年度における販売費及び一般管理費については、大幅な人員の増加もなく、前事業年度と同規模の活動を行った結果、前事業年度より5,165千円減少し、300,129千円となりました。以上の結果、営業損失は114,531千円となりました。

d 営業外収益、営業外費用及び経常損失

当事業年度における営業外収益については、前事業年度より3,881千円減少し、4,096千円となりました。また、営業外費用については、前事業年度より787千円増加し、3,525千円となりました。これは主に新型コロナウイルス感染症対策給付金及び補助事業による収入の増加、並びに為替差損によるものであり、以上の結果、経常損失は113,960千円となりました。

e 特別利益、特別損失及び当期純損失

当事業年度における特別利益及び特別損失の発生はなく、法人税、住民税及び事業税2,464千円を計上した結果、当期純損失は116,424千円となりました。

第11期第3四半期累計期間(自 2020年10月1日 至 2021年6月30日)

a 売上高

当第3四半期累計期間における売上高については、312,578千円となりました。これは主に研究開発契約の着実な履行及び研究開発段階にあったパイプラインのStageが進捗し、複数件のライセンス契約の締結に至ったことによるものであります。

b 売上原価

当第3四半期累計期間における売上原価については、101,375千円となりました。これは計上された売上高に紐づく研究開発契約に関して費消された研究開発費によるものであります。

c 販売費及び一般管理費及び営業損失

当第3四半期累計期間における販売費及び一般管理費については、269,513千円となりました。これは主に人件費、支払報酬及び研究開発費によるものであります。以上の結果、営業損失は58,310千円となりました。

d 営業外収益、営業外費用及び経常損失

当第3四半期累計期間における営業外収益については、5,205千円となりました。また、営業外費用については、2,676千円となりました。これは主に新型コロナウイルス感染症対策給付金及びD種種類株式による第三者割当増資にかかる株式交付費によるものであります。以上の結果、経常損失は55,781千円となりました。

e 特別利益、特別損失及び四半期純損失

当第3四半期累計期間における特別利益及び特別損失の発生はなく、法人税、住民税及び事業税2,283千円を計上した結果、当四半期純損失は58,065千円となりました。

③ キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

④ 資本の財源及び資金の流動性の分析

当社は、自らは製品の生産設備を保有せず、研究開発に必要な設備のみを有し、技術を提供する事業形態であることから、資金需要の主なものは、菌体及びバイオプロセスの基礎開発にかかる研究開発費その他人件費等の事業活動費であります。2022年9月期以降に、事業活動の拡大のための新たな研究施設の建設、発酵槽や自動化機器等の研究開発設備への大規模な追加投資を予定しております。

運転資金については、2020年9月末までは、第三者割当増資による株式の発行によってベンチャーキャピタル等より調達しております。2020年9月期においては新型コロナウイルス感染症による経済の低下の可能性を鑑み、融資により60,000千円を調達しております。2021年9月期においても100,000千円の融資及び第三者割当増資による株式発行により550,000千円を調達しております。

上述の大規模投資については上場に伴う第三者割当増資による株式の発行による調達を予定しております。なお、それ以降は現時点において大規模な資金需要の計画はなく、基本的に流動性の高い銀行預金により賄う方針であります。

⑤ 経営方針、経営戦略又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の分析

当社は、新興市場であるバイオリファイナリー業界においては、当面、売上高の拡大が同業界における企業成長を示すものと考えており、目標とする経営指標として売上高を掲げております。

売上高実績については、大型の研究開発契約の締結による研究開発収入及びライセンス契約の締結によるライセンス一時金等の計上により、2019年9月期は202,040千円(2018年9月期比7.0%増)、2020年9月期は334,338千円(前年同期比65.5%増)であります。これは、現時点において予定どおりの進捗となっており、堅調に推移しているものと認識しております。

⑥ 経営成績に重要な影響を与える要因

当社は、当社の経営成績に重要な影響を与える要因として、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、経済動向、世界市場を対象としたライセンス契約による製品の市場展開、特定の第三者の技術を基盤とする事業展開、技術の損失、漏洩及び知的財産権の侵害等によるリスクを認識しております。

これらのリスクに対応するため、当社は、製品の市場動向を見据え、ライセンシーとの密な提携により、予算や各種計画の精度を上げるとともに、研究開発活動への投資を拡大して、当社単独による特許権の取得や多様な製品を対象とした研究開発を推進し、併せて情報セキュリティの拡充を含む内部統制の向上により、情報資産の管理、保全に取り組んでまいります。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

当社の事業運営にかかる重要な契約は次のとおりであります。

##### (1) 事業提携契約

契約締結先	契約締結日	契約期間	契約内容
公益財団法人地球環境産業技術研究機構	2011年9月1日	期間の定めなし	同機構が開発したバイオプロセスの事業化を目的とした共同研究及び特許権の実施許諾にかかる基本合意

##### (2) 公的助成

契約締結先	契約締結日	契約期間	契約内容
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	2021年8月12日	自 2021年8月12日 至 2023年3月31日	スマートセル(高度に機能が設計、制御された生物細胞)を活用したバイオエコノミー社会の発展における、バイオ生産プロセスの商用化を促進させるためのバイオファウンドリ拠点の確立

注 2021年度～2026年度の6ヶ年計画にて申請し、採択されておりますが、契約は2023年度以降各年度(4月1日～3月31日)においてそれぞれ締結する予定であります。

##### (3) 建物賃貸借契約

契約締結先	契約締結日	契約期間	契約内容
公益財団法人地球環境産業技術研究機構	2013年11月1日	自 2013年11月1日 至 2023年10月30日	同機構が保有する研究施設の賃貸借及びこれにかかる賃料、使用目的、禁止事項、修繕等義務の条件の決定

## 5 【研究開発活動】

### (1) 研究開発活動の状況

当社は、設備投資等の投資リスクを最小化し、既に需要の存在する製品を対象に着実な市場展開を進める方針であります。

そのため、研究開発活動については、研究開発契約にて受託した、又は研究開発を打診する案件にかかる、食品添加物又は飼料添加物用途のアミノ酸やバイオジエット燃料であるイソブタノール、樹脂原料や化粧品原料となるバイオ化学品の生産菌を対象としております。また、体制としては、研究開発部門の研究員が中心となり、パートナー企業の要望を踏まえるため営業部門とも連携しつつ、菌体の対糖収率や生産性(反応時間、終濃度)の向上や、生産に最適な培養条件、酵素選択、精製方法等の検証、要件化を行っております。

その成果として、先進的なバイオプロセスや改良菌体等について、特許の出願及び登録を成しております。

### (2) 研究開発費の金額

第10期事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

当事業年度における当社が支出した研究開発費の総額は109,346千円となりました。

研究開発費の主な内訳は、研究員等の人事費、基礎研究開発にかかる外注費、研究開発設備にかかる減価償却費及び研究開発に使用する各種消耗品費であります。

第11期第3四半期累計期間(自 2020年10月1日 至 2021年6月30日)

第11期第3四半期累計期間における当社が支出した研究開発費の総額は122,041千円となりました。

研究開発費の主な内訳は、研究員等の人事費、基礎研究開発にかかる外注費、研究開発設備にかかる減価償却費及び研究開発に使用する各種消耗品費であります。

なお、当社はバイオリファイナリー事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

第10期事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

第10期事業年度において実施した設備投資の総額は31,940千円であり、主としてGreen Earth研究所における、研究開発活動の拡大に伴うジャーファーメンターやCFDソフトウェア、ドラフトチャンバー等の購入によるものであります。

なお、当社はバイオリファイナリー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第11期第3四半期累計期間(自 2020年10月1日 至 2021年6月30日)

第11期第3四半期累計期間において実施した設備投資の総額は26,396千円であり、主としてGreen Earth研究所における、研究開発の効率化のための8連ジャーファーメンターの購入やHPLCの高速化改造、及び発酵槽の改造等によるものであります。

#### 2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は本社及びGreen Earth研究所であり、これらは賃貸借しているものであります。

なお、当社はバイオリファイナリー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2020年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	年間賃料 (千円)	帳簿価額(千円)							従業員数 (人)
			建物	建物付属 設備	機械及び 装置	工具、 器具 及び備品	リース 資産	ソフ ト ウェア	合計	
本社 (東京都 文京区)	本社機能	1,560	—	—	—	—	—	—	—	5 (—)
Green Earth 研究 所 (千葉県 木更津市)	研究施設	9,595	6,860	698	43,711	1,565	18,859	6,927	78,622	25 (2)

注1. 上表の金額は、消費税等を含んでおりません。

2. 従業員数は、上表は当社の従業員を対象としております。

3. 従業員数の( )は派遣社員の人員数であり、外書きであります。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】(2021年10月31日現在)

#### (1) 重要な設備の新設等

研究開発の効率化を推進するものとして、2019年9月期にGreen Earth研究所の実験室の改築を行い、2020年9月期より研究開発設備を新規導入しております。また、2019年9月期以降、研究員や総務担当者を増員しており、研究開発のさらなる加速と災害等発生時のリスク分散のため、2023年9月期より新たな研究施設の建設を計画しております。

なお、当社はバイオリファイナリー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2021年10月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額(千円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額	既支払額				
	研究開発設備 (2022年9月期導入)	63,763	—	自己資金、 増資資金 及び借入金	2021年10月	2022年4月	注2
	研究開発設備 (2023年9月期導入)	62,441	—		2022年10月	2023年4月	注2
	研究開発設備 (2024年9月期導入)	40,000	—		2023年10月	2024年4月	注2
	研究施設建築工事	800,000	—		2022年12月	2024年12月	注3
	研究施設用用地	180,000	—		2022年10月	2022年12月	注4

注1. 上表の金額は、消費税等を含んでおりません。

2. 2022年9月期以降において設備投資を計画する、各種分析装置や培養装置等であります。これらは、主として研究開発の幅を広げ、また夜間の作業等を削減するためのものであり、生産性の増加能力の計数的把握は困難ですが、当社としては、研究開発の効率性を10%以上増加させることを目標としております。
3. 新たな研究施設の建設であり、それそのものが生産性を増加するものでありませんが、建設後に各種分析装置や培養装置等を当該施設に設置する予定であります。新たな研究施設及びこれらの研究開発設備の導入による、生産性の増加能力の計数的把握は困難ですが、当社としては、研究開発の効率性を30%以上増加させることを目標としております。
4. 研究施設の建設のための用地であり、それそのものが生産性を増加するものでないため記載を省略しております。

#### (2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,492,000
計	36,492,000

注1. 2021年9月6日開催の臨時株主総会の決議に基づく定款変更に伴い、発行可能株式総数は36,492,000株となっております。

2. 2021年9月6日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付でA種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式にかかる定款の定めを廃止しております。

##### ② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,123,000	非上場	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
計	9,123,000	—	—

注1. 2019年10月30日開催の取締役会決議に基づき、2019年11月15日付で普通株式、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式1株を10株に分割しております。

2. 2021年9月6日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付でA種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式にかかる定款の定めを廃止し、各種類株式はそれぞれ当社の普通株式3,000株、12,470株、3,190株及び2,750株に転換しております。

3. 2021年8月26日開催の取締役会決議に基づき、2021年9月6日付で普通株式1株を300株に分割しております。  
これにより発行済株式数は9,092,590株増加し、9,123,000株となっております。

4. 2021年9月6日開催の臨時株主総会で定款変更が決議され、同日付で単元株式数100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

- a 第1回新株予約権(2012年7月20日臨時株主総会決議)

決議年月日	2013年7月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社代表取締役 1
新株予約権の数(個) ※	50
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 500 [150,000] 注1、注4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	15,000 [50] 注2、注4
新株予約権の行使期間 ※	自 2018年7月20日 至 2022年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 15,000 [50] 注4 資本組入額 7,500 [25] 注4
新株予約権の行使の条件 ※	行使にあたっては、新株予約権1個の一部についてこれを行使することはできない。また、行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については株式を割り当てない。 新株予約権者が、新株予約権割当契約に違反した場合は、行使できない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	注1、注3

※ 上表は、最近事業年度の末日(2020年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を「」内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

注1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は10株、提出日の前月末現在は3,000株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割／併合の比率}}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割／併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行、処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上述の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、新規発行を自己株式の処分、1株当たり払込金額を1株当たり処分金額と読み替えるものとします。

3. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権

を次の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。この場合、次の条件を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めるものとします。

- ・交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的な調整を行います。
  - ・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とします。
  - ・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的な調整を行います。
  - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を合理的に調整して得られる再編後払込金額に当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
  - ・新株予約権行使ができる期間  
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとするが、合理的な調整をすることができます。
  - ・新株予約権の行使の条件  
新株予約権に準じて決定します。
  - ・譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
4. 2019年10月30日開催の取締役会決議に基づき、2019年11月15日付で普通株式、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式1株につき10株、2021年8月26日開催の取締役会決議に基づき、2021年9月6日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行いました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

b 第2回新株予約権(2016年6月14日臨時株主総会決議)

決議年月日	2016年6月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 9 注6
新株予約権の数(個) ※	27
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 270 [81,000] 注1、注5
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	15,000 [50] 注2、注5
新株予約権の行使期間 ※	自 2018年6月16日 至 2026年5月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 15,000 [50] 注5 資本組入額 7,500 [25] 注5
新株予約権の行使の条件 ※	行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していかなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 なお、新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	注1、注2、注3、注4

※ 上表は、最近事業年度の末日(2020年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

※ 付与対象者の区分については、付与時に従業員であったもの1名は現 取締役であります。

注1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は10株、提出日の前月末現在は3,000株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割／併合の比率}$$

また、当社が組織再編行為を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割／併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行、処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上述の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、新規発行を自己株式の処分、1株当たり払込金額を1株当たり処分金額と読み替えるものとします。

さらに、上述のほか、当社が組織再編行為を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 新株予約権者が行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式

交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

4. 当社が組織再編行為をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を次の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
  - ・交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
  - ・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とします。
  - ・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注1に準じて決定します。
  - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
  - ・新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
  - ・新株予約権の行使の条件  
新株予約権に準じて決定します。
  - ・譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
5. 2019年10月30日開催の取締役会決議に基づき、2019年11月15日付で普通株式、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式1株につき10株、2021年8月26日開催の取締役会決議に基づき、2021年9月6日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行いました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
6. 新株予約権者のうち1人は、新株予約権の付与時においては当社の従業員でありましたが、付与月と同月において当社の取締役に就任(現任)しております。

c 第4回新株予約権(2019年11月15日臨時株主総会決議)

決議年月日	2019年11月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社代表取締役 1 当社監査役 2
新株予約権の数(個) ※	600
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 600 [180,000] 注1、注5
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	18,000 [60] 注2、注5
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年11月18日 至 2029年11月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 18,300 [61] 注5 資本組入額 9,150 [30.5] 注5
新株予約権の行使の条件 ※	行使期間において次の各事由が生じた場合には、新株予約権を行使することができない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の発行等が行われたとき。</li> <li>・新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき。ただし、資本政策目的等により、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。</li> <li>・新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該取引所における普通取引の終値が行使価額を下回る価格となったとき。</li> </ul> <p>行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していないなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>なお、新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社の取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>また、新株予約権の一部は行使できない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	注1、注2、注3、注4

※ 上表は、最近事業年度の末日(2020年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

注1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は300株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1}{\text{分割／併合の比率}}$$

また、当社が組織再編行為を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割／併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行、処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上述の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、新規発行を自己株式の処分、1株当たり払込金額を1株当たり処分金額と読み替えるものとします。

さらに、上述のほか、当社が組織再編行為を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 新株予約権者が行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
4. 当社が組織再編行為をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を次の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
  - ・交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
  - ・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とします。
  - ・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注1に準じて決定します。
  - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
  - ・新株予約権を使用することができる期間  
新株予約権を使用できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を使用することができる期間の満了日までとします。
  - ・新株予約権の行使の条件  
新株予約権に準じて決定します。
  - ・譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
5. 2021年8月26日開催の取締役会決議に基づき、2021年9月6日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行いました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

d 第5回新株予約権(2019年11月15日臨時株主総会決議)

決議年月日	2019年11月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 25
新株予約権の数(個) ※	2,735
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 2,735 [820,500] 注1、注5
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	18,000 [60] 注2、注5
新株予約権の行使期間 ※	自 2021年11月16日 至 2029年11月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 18,000 [60] 注5 資本組入額 9,000 [30] 注5
新株予約権の行使の条件 ※	行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していかなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 なお、新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。 また、新株予約権の一部は行使できない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	注1、注2、注3、注4

※ 上表は、最近事業年度の末日(2020年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

注1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は300株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割／併合の比率}$$

また、当社が組織再編行為を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割／併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行、処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上述の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、新規発行を自己株式の処分、1株当たり払込金額を1株当たり処分金額と読み替えるものとします。

さらに、上述のほか、当社が組織再編行為を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 新株予約権者が行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式

交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

4. 当社が組織再編行為をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を次の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
  - ・交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
  - ・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とします。
  - ・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注1に準じて決定します。
  - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
  - ・新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
  - ・新株予約権の行使の条件  
新株予約権に準じて決定します。
  - ・譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
5. 2021年8月26日開催の取締役会決議に基づき、2021年9月6日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行いました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

a 第3回新株予約権(2019年11月15日臨時株主総会決議)

決議年月日	2019年11月15日
新株予約権の数(個) ※	140
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 140 [42,000] 注1、注5
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	18,000 [60] 注2、注5
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年11月18日 至 2049年11月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 18,000 [60] 注5 資本組入額 9,000 [30] 注5
新株予約権の行使の条件 ※	当社の株式のいざれかの金融商品取引所への上場の日が経過するまで行使することはできない。ただし、当社が上場日前の行使を別途認めたばあいはこの限りでない。 また、当社の買収について、法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、当該買収の効力発生日の5日前までの間(以下、「買収行使可能期間」という。)に限り、行使することができる。買収とは次のいざれかの場合を意味する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社の総株主の議決権の過半数が特定の第三者(その子会社及び関連会社を含む。)により取得されること。</li> <li>・当社がほかの会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が保有することとなる合併後の存続会社又は新設会社の議決権の数が、当該会社の総株主の議決権の50%未満となること。</li> <li>・当社がほかの会社と株式交換することにより、株式交換直前の当社の総株主が保有することとなる株式交換後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。</li> <li>・当社がほかの会社と共同で株式移転することにより、株式移転直前の当社の総株主が保有することとなる株式移転後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。</li> <li>・当社が事業譲渡又は株式分割により、当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。</li> </ul> なお、新株予約権の一部は行使できない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	注1、注2、注3、注4

※ 上表は、最近事業年度の末日(2020年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

注1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は300株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割／併合の比率}$$

また、当社が組織再編行為を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会の決議をもって適當と認められる数に調整されるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割／併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行、処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は四捨五入します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上述の算式において既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、新規発行を自己株式の処分、1株当たり払込金額を1株当たり処分金額と読み替えるものとします。

さらに、上述のほか、当社が組織再編行為を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、取締役会の決議をもって適当と認められる価額に調整されるものとします。

3. 当社の買収承認の議案につき株主総会及び法令上必要なその他の機関で承認され、買収行使可能期間に新株予約権者が行使をしなかった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
4. 当社が組織再編行為をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を次の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
  - ・交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数をそれぞれ交付するものとします。
  - ・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とします。
  - ・新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とします。
  - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
  - ・新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
  - ・新株予約権の行使の条件  
新株予約権に準じて決定します。
  - ・譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
5. 2021年8月26日開催の取締役会決議に基づき、2021年9月6日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行いました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2015年 8月5日 注1	B種種類株式 150	普通株式 900 A種種類株式 300 B種種類株式 813	112,500	712,250	112,500	702,250
2015年 10月27日 注2	B種種類株式 67	普通株式 900 A種種類株式 300 B種種類株式 880	50,250	762,500	50,250	752,500
2016年 3月7日 注3	B種種類株式 33	普通株式 900 A種種類株式 300 B種種類株式 913	24,750	787,250	24,750	777,250
2017年 3月8日 注4	B種種類株式 66	普通株式 900 A種種類株式 300 B種種類株式 979	49,500	836,750	49,500	826,750
2017年 6月30日 注5	—	普通株式 900 A種種類株式 300 B種種類株式 979	△826,750	10,000	△826,750	—
2017年 9月11日 注6	B種種類株式 134	普通株式 900 A種種類株式 300 B種種類株式 1,113	100,500	110,500	100,500	100,500
2018年 3月8日 注7	B種種類株式 134	普通株式 900 A種種類株式 300 B種種類株式 1,247	100,500	211,000	100,500	201,000
2018年 8月31日 注8	C種種類株式 139	普通株式 900 A種種類株式 300 B種種類株式 1,247 C種種類株式 139	125,100	336,100	125,100	326,100

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年 1月31日 注9	C種種類株式 124	普通株式 900 A種種類株式 300 B種種類株式 1,247 C種種類株式 263	111,600	447,700	111,600	437,700
2019年 4月30日 注10	C種種類株式 56	普通株式 900 A種種類株式 300 B種種類株式 1,247 C種種類株式 319	50,400	498,100	50,400	488,100
2019年 11月15日 注11	普通株式 8,100 A種種類株式 2,700 B種種類株式 11,223 C種種類株式 2,871	普通株式 9,000 A種種類株式 3,000 B種種類株式 12,470 C種種類株式 3,190	—	498,100	—	488,100
2021年 6月11日 注12	D種種類株式 2,750	普通株式 9,000 A種種類株式 3,000 B種種類株式 12,470 C種種類株式 3,190 D種種類株式 2,750	275,000	773,100	275,000	763,100
2021年 9月6日 注13	普通株式 21,410 A種種類株式 △3,000 B種種類株式 △12,470 C種種類株式 △3,190 D種種類株式 △2,750	普通株式 30,410	—	773,100	—	763,100
2021年 9月6日 注14	普通株式 9,092,590	普通株式 9,123,000	—	773,100	—	763,100

注1. 有償第三者割当

割当先 株式会社キャネット、サンポー食品株式会社  
発行価格 1,500千円  
資本組入額 750千円

2. 有償第三者割当

割当先 伊藤忠商事株式会社  
発行価格 1,500千円  
資本組入額 750千円

3. 有償第三者割当
 

割当先 SC Ventures LLC  
   発行価格 1,500千円  
   資本組入額 750千円
4. 有償第三者割当
 

割当先 みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合、ひまわりG3号投資事業有限責任組合  
   発行価格 1,500千円  
   資本組入額 750千円
5. 2017年6月30日開催の定時株主総会決議に基づき、資本金を826,750千円減少して10,000千円とし、資本準備金を826,750千円減少して0円としております。
6. 有償第三者割当
 

割当先 PNB-INSPiRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合  
   発行価格 1,500千円  
   資本組入額 750千円
7. 有償第三者割当
 

割当先 UMI 1号投資事業有限責任組合  
   発行価格 1,500千円  
   資本組入額 750千円
8. 有償第三者割当
 

割当先 DIC株式会社  
   発行価格 1,800千円  
   資本組入額 900千円
9. 有償第三者割当
 

割当先 電源開発株式会社、PNB-INSPiRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合、インターネットオーナーズ株式会社  
   発行価格 1,800千円  
   資本組入額 900千円
10. 有償第三者割当
 

割当先 伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社  
   発行価格 1,800千円  
   資本組入額 900千円
11. 普通株式、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式1株につき10株の株式分割によるものであります。
12. 有償第三者割当
 

割当先 農林中央金庫、双日株式会社、エア・ウォーター株式会社、Innovation Growth Fund I L.P.  
   発行価格 200千円  
   資本組入額 100千円
13. 2021年9月6日開催の臨時株主総会の決議に基づく、A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式の普通株式への転換によるものであります。
14. 2021年8月26日開催の取締役会決議に基づき、2021年9月6日付で普通株式1株を300株に分割しております。

(4) 【所有者別状況】

2021年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	2	—	20	2	—	3	27	
所有株式数 (単元)	—	4,290	—	77,700	3,240	—	6,000	91,230	
所有株式数 の割合(%)	—	4.7	—	85.2	3.6	—	6.6	100.0	

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,123,000	91,230	普通株式は、株主としての権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。 また、単元株式数は100株である。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	9,123,000	—	—
総株主の議決権	—	91,230	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元については重要な経営課題と認識していますが、現時点においては、新興市場であるバイオリファイナリー業界において先駆者優位性を獲得するためにも、事業成長への投資を優先しており、これはひいては株主への利益還元に繋がると考えております。

将来的には、業績及び財務状況等を勘案しながら配当実施について検討していく方針ですが、配当実施の可能性及びその実施時期等については、提出日現在において未定であります。なお、内部留保資金については、事業成長への投資として、研究開発にかかる設備投資や運転資金に活用していく予定であります。

当社は、配当を行う場合には、期末配当にて年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。なお、2021年9月6日開催の臨時株主総会決議に基づき、会社法第454条第5項に基づき、3月31日を基準日として、剰余金中間配当を取締役会の決議により行う旨の定款の規定を設けております。

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の合理性、公正性、透明性を高め、ステークホルダーの理解を得て、企業価値を最大化するものとして、組織構造や事業状況の変化並びに関係法令の制改定に応じて内部統制システムの見直しを行い、また、法令及び証券取引所の定める開示書類のほか、積極的な情報開示を図り、有効なコーポレート・ガバナンスの強化に取り組みます。

#### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に規定する機関として、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。当社は、事業に精通する取締役及び取締役会が経営方針を決定して事業を執行し、監査役及び監査役会が独立した立場から取締役及び取締役会を監査することが、業務執行の適正性確保に有効であると判断し、監査役会設置会社を選択しております。

また、代表取締役に直属する独立した組織として内部監査室を設置し、適法性及び合理性の観点から、事業活動の全般の内部監査を行い、適正かつ効率的な業務遂行を推進するとともに、取締役や部門長等から構成するリスク・コンプライアンス委員会を設け、全社的なリスクを把握、管理して、リスクの発生の防止及びリスクが発生した場合の損失の最小化に努めます。

これらの組織による企業統治の役割等は次のとおりであります。

#### a 取締役会

取締役会は、取締役5人(うち社外取締役1人)で構成されており、法令及び定款に定められる事項のほか、経営上の重要な事項の決定及び取締役の職務の執行の監督を行っております。

取締役会は、原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、迅速な事業運営を行います。

#### b 監査役会

監査役会は、監査役3人(うち社外監査役3人)で構成されており、常勤監査役1人を中心に、取締役会への出席、代表取締役との定期的な会合及び重要な文書の閲覧等により、取締役の職務の執行の監査を行っております。

監査役会は、原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査の方針、監査計画、監査の方法等の決定及び各監査の結果の報告を行っております。

#### c 内部監査室

内部監査室は、内部統制システムが有効に機能するよう、全部門を対象として稟議文書の査閲、実地調査、担当者へのヒアリング等により内部監査を実施して代表取締役に報告し、代表取締役の指示のもと改善の指示、指導等を行っております。

#### d リスク・コンプライアンス委員会

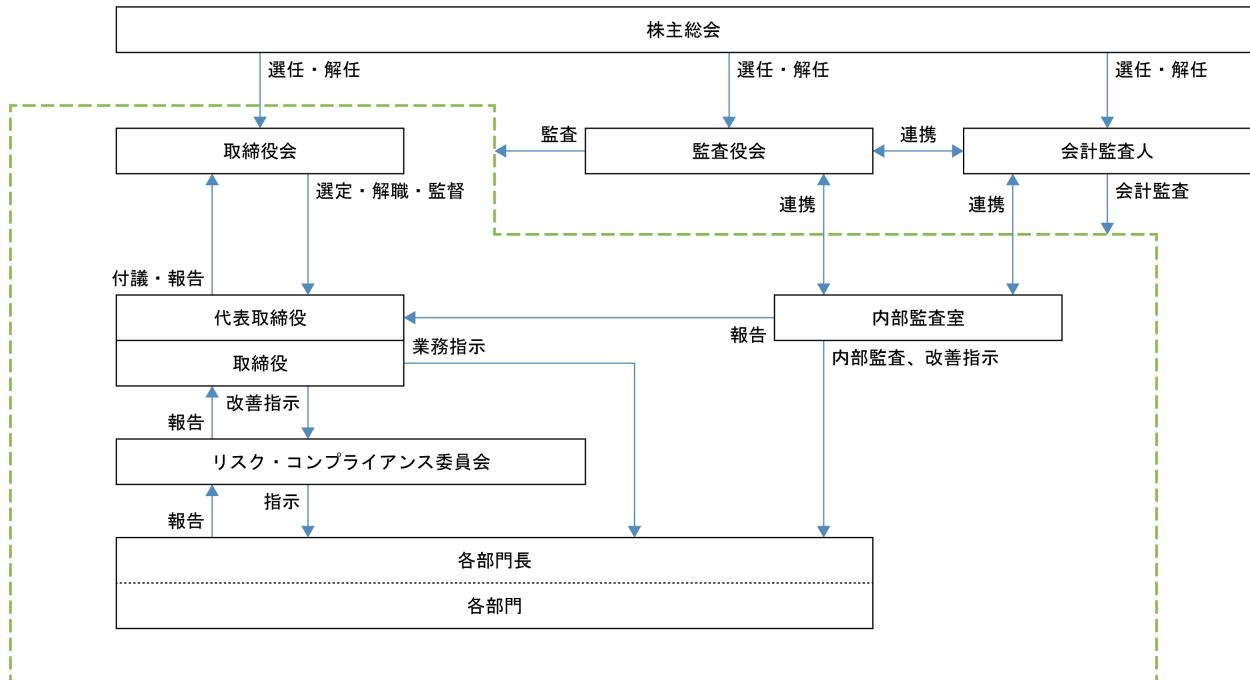
リスク・コンプライアンス委員会は、経営企画室長を委員長、管理部長を副委員長とし、委員長が任命する常勤取締役及び常勤監査役並びに部門長を委員として構成され、各取締役又は各部門長よりリスク情報の報告を受け、その評価、分析を行い、リスクの発生の防止策並びに発生時の調査、対策及び改善策並びにコンプライアンスの推進策を実施しております。

リスク・コンプライアンス委員会は、原則四半期に1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営上重要なリスクを早期に予見して、事前の回避、軽減及び移転等の措置を講じることができるよう努めています。

#### e 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

上述の企業統治の体制図は次のとおりであります。



### ③ 企業統治に関するその他の事項

当社において定める「内部統制システムの整備に関する基本方針」は次のとおりであり、本方針に従い、内部統制システムの運用及びリスク管理を行っております。

- a 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定します。
  - ・取締役会は、原則として月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時にも開催し、機動的な意思決定を行います。
  - ・取締役は、職務の執行状況及び重要と認められる事項等について、適宜、取締役会に報告します。
- b 従業員の職務の実施が法令及び定款に適合して行われることを確保するための体制
  - ・従業員は、職務権限規程に基づきその職務を執行し、法令、定款、その他の諸規程類及び社会規範等を遵守する体制を推進します。
  - ・内部監査室長は、代表取締役の指示のもと、事業活動の全般にわたる管理、運用の制度及び業務執行の状況を、適法性及び合理性の観点から検討、評価し、改善への助言や提案等を行います。
  - ・内部通報制度を整備し、役員及び従業員が、社内の法令等の違反行為について、不利益な取扱いを受けることなく、社内外に設置された窓口に直接通報できるよう、内部通報制度を整備し、窓口に寄せられた情報については、調査を実施し、適切に処理します。
- c 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
  - ・取締役の職務の執行に関する文書等については、文書管理規程に従い、定められた期間において適切に保存及び管理を行います。
  - ・情報セキュリティ規程に基づき、第三者からのアクセス制限及び社内ネットワークの安全性の確保を図り、情報資産を保全します。

- d 損失の危険の管理に関する体制
  - ・内部監査室長は、代表取締役の指示のもと、内部監査によるリスクの把握とその評価及び改善指示を行い、各部門長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築します。
  - ・リスク・コンプライアンス委員会を設置し、原則として四半期に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時にも開催し、全社的なリスクの管理及び顕在化した又は顕在化する恐れのあるリスクへの迅速な対応を実施します。
  - ・経営上の重大なリスク及びその他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会において報告し、必要に応じて適切な対応を行います。
- e 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - ・適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告にかかる内部統制の体制整備と有効性の維持、向上を図ります。
  - ・会計監査人は、財務報告にかかる内部統制の有効性の評価を行い、不備等があれば必要な是正を行うよう指示するとともに、その内容を代表取締役に報告します。
- f 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ・監査役がその職務を補助すべき使用人(以下、「補助使用人」という。)を置くことを求めた場合、取締役会は、必要な人数及び求められる資質、能力について監査役と協議を行い、監査役の同意を得たうえで適切な補助使用人を指名します。
  - ・補助使用人は監査役の指揮命令に従い、その業務を行います。また、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対しては、取締役会は監査役と協議を行い、監査役の同意を得たうえで実施するものとします。
  - ・補助使用人としての職務執行を理由として、補助使用人を不利に取り扱わず、補助使用人としての独立性を確保することにより、その指示の実効性を確保します。
- g 取締役及び従業員又はこれらのものから報告を受けたものが監査役に報告をするための体制並びに当該報告したことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ・取締役及び従業員は、法令に定められた事項のほか、監査役の求めに応じて、随時事業及びその他の事項に関する報告を行います。
  - ・取締役は、会社に著しい損害が生ずる恐れがある事実を発見した場合には、速やかに監査役に直接報告することができます。
  - ・監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、取締役及び従業員に対し不利な取扱いを行いません。
- h 監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制並びに監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用、又は債務の処理にかかる方針に関する事項
  - ・監査役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時にも開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行います。
  - ・監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認めるその他の重要な会議に出席し、意見を述べることができます。
  - ・監査役は、随時会計システム等の社内の情報システムの情報を閲覧することができます。
  - ・監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができません。
- i 反社会的勢力排除に向けた体制
  - ・反社会的勢力について、反社会的勢力対応規程に基づき、取引等一切の関係を遮断するとともに外部の専門家と緊密に連携をとりながら組織全体として毅然とした態度で対応していきます。

④ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は3名以内とする旨を定款に定めております。

⑤ 取締役及び監査役の選任決議

当社は、会社法第341条及び第342条第1項の規定に基づき、取締役及び監査役の選任決議について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑥ 株主総会の特別決議

当社は、会社法第309条第2項の規定に基づき、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、株主総会の特別決議について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑦ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、取締役会の決議に基づき、会社法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であったものを含む。)及び監査役(監査役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

⑧ 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社と社外取締役及び監査役の間で、会社法第423条第1項の行為に関する責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

⑨ 剰余金の中間配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項に基づき、株主への機動的な利益還元を可能とするため、3月31日を基準日として、中間配当を取締役会の決議により行う旨の定款の規定を設けております。

⑩ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、経営環境に応じた機動的な資本政策を可能とするため、取締役会の決議により、市場取引等により当社の株式を取得できる旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性8名 女性0名(役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役CEO	伊原 智人	1968年3月30日	1990年4月 2005年7月 2011年7月 2013年1月 2013年6月 2013年10月	通商産業省(現 経済産業省) 入省 株式会社リクルート 入社 内閣官房 国家戦略室 企画調整官 就任 当社 入社 当社 取締役 当社 代表取締役CEO(現任)	注3	300,000
取締役COO	川嶋 浩司	1973年4月6日	1996年4月 2013年10月 2016年5月 2016年6月	株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀行) 入社 当社 出向 当社 入社 当社 取締役COO 就任(現任)	注3	180,000
取締役CFO	浦田 隆治	1976年5月19日	1999年10月 2003年12月 2011年10月 2017年10月 2019年6月 2019年11月	虎ノ門合同事務所 入所 ベリングポイント株式会社(現 PwCコンサルティング合同会社) 入社 株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス) 入社 RPAホールディングス株式会社 入社 当社 入社 当社 取締役CFO 就任(現任)	注3	120,000
取締役	本庄 孝志	1955年6月26日	1978年4月 1997年4月 2000年5月 2007年4月 2008年7月 2011年9月 2011年12月 2015年6月 2021年6月	通商産業省(現 経済産業省) 入省 兵庫県 出向 通商産業省 帰任 経済産業省 大臣官房 審議官(製品安全担当) 財団法人地球環境産業技術研究機構(現 公益財団法人地球環境産業技術研究機構) 専務理事 当社 取締役(現任) 公益財団法人地球環境産業技術研究機構 専務理事(現任) グリーンフェノール株式会社(現 グリーンケミカルズ株式会社) 取締役(現任) 二酸化炭素地中貯留技術研究組合 理事 就任(現任)	注3	—
取締役	別所 信夫	1949年9月7日	1978年4月 2002年6月 2007年6月 2009年5月 2012年7月 2017年2月 2018年1月 2018年3月 2020年2月	日本合成ゴム株式会社(現 JSR株式会社) 入社 JSR株式会社 取締役 JSR株式会社 監査役 公益社団法人日本工学会 監事 東京理科大学大学院 教授 株式会社RINCS 代表取締役(現任) 株式会社M&Cデザイン 取締役(現任) 合同会社大黒祥 代表社員(現任) 当社 取締役(現任)	注3	—
監査役	岡安 静夫	1956年11月14日	1980年4月 2008年10月 2009年4月 2011年6月 2012年1月 2017年3月 2018年7月 2018年12月	株式会社三井銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行 株式会社ダイナム 入社 株式会社ダイナム 執行役員 株式会社ダイナムジャパンホールディングス 入社 株式会社ダイナムジャパンホールディングス 執行役 株式会社ダイナムビジネスサポート 監査役 株式会社日本ヒュウマップ 監査役 株式会社ビットクーポン 取締役 当社 監査役(現任)	注4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
監査役	高 敏晴	1973年1月13日	1995年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀行) 入社 1999年12月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2014年10月 高敏晴会計事務所 開設 代表 就任(現任) 2015年3月 当社 監査役 就任(現任) 2015年7月 コワーキング協同組合 理事(現任) 2016年5月 一般社団法人日本生産技能労務協会(現 一般社団法人日本BPO協会) 監事 就任(現任) 2016年8月 合同会社フライハイト 設立 代表社員 就任(現任) 2016年10月 株式会社サイフューズ 監査役 就任 2016年10月 株式会社ミルテル 監査役 就任(現任) 2017年4月 Repertoire Genesis株式会社 監査役 就任(現任) 2018年8月 株式会社メディカルネット 監査役 就任(現任) 2021年4月 一般社団法人シブヤフォント 監事 就任(現任)	注4	—	
監査役	増田 吉彦	1982年4月27日	2004年12月 あづさ監査法人(現 有限責任 あづさ監査法人) 入所 2013年8月 朝日税理士法人 入所 2015年7月 増田吉彦公認会計士事務所 開設 代表 就任(現任) 2018年5月 RPAホールディングス株式会社 取締役(監査等委員) 就任(現任) 2019年12月 当社 監査役(現任) 2020年5月 RPAテクノロジーズ株式会社 監査役 就任(現任) 2020年5月 株式会社セグメント 監査役 就任(現任) 2020年5月 オープンアソシエイツ株式会社 監査役 就任(現任) 2020年5月 リーグル株式会社 監査役 就任(現任)	注4	—	
計						600,000

注1. 取締役 別所 信夫は、社外取締役であります。

2. 監査役 岡安 静夫、高 敏晴、増田 吉彦は、社外監査役であります。

3. 任期は、2021年9月6日開催の臨時株主総会の終結のときから、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

4. 任期は、2021年9月6日開催の臨時株主総会の終結のときから、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

## ② 社外役員の状況

当社の社外役員の状況は、社外取締役1名、社外監査役3名となっております。当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案したうえで、コーポレート・ガバナンスの充実、向上に資するものを選任することとしております。

社外取締役 別所 信夫は、化学メーカーにおける取締役としての経験を有し、また、研究職としての経験を活かし、専門学会の理事や大学教授としての実績を有しております、事業展開の推進、専門的見地からの技術的指導を担うことが期待されます。なお、同氏と当社の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

**社外監査役 岡安 静夫**は、金融機関及び複数の企業における執行役員としての経験を有し、また、これらの経験における経験を活かし、複数の企業における監査役としての実績を有しております、経営全般に対する監視、監督機能を担うことが期待されます。なお、同氏は当社の新株予約権を保有しております。その他、同氏と当社の間には人的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

**社外監査役 高 敏晴**は、公認会計士及び税理士であり、会計、内部統制及び会計監査に関する見識及び実績を有し、特に財務面における経営に対する監視、監督機能を担うことが期待されます。なお、同氏は当社の新株予約権を保有しております。その他、同氏と当社の間には人的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

**社外監査役 増田 吉彦**は、公認会計士及び税理士であり、会計監査及び税務並びに上場会社の監査に関する見識及び実績を有し、特に財務面における経営全般に対する監視、監督機能を担うことが期待されます。なお、同氏と当社の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

③ **社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係**

社外取締役及び社外監査役は、主として取締役会への出席及びリスク・コンプライアンス委員会への出席により、取締役会の事務局であり、リスク及びコンプライアンスの管理を担う経営企画室との間で会社情報の共有を行い、業務執行にかかる有効な監督、助言、指導に努めます。

### (3) 【監査の状況】

#### ① 監査役監査の状況

監査役は、各期に先立ち監査役会で決定された監査計画に従って、取締役会への出席、代表取締役との定期的な会合及び重要な文書の閲覧並びに従業員に対するヒアリング等により、業務監査及び会計監査を実施し、必要に応じて取締役会において、又は取締役に対し、指導、助言及び勧告等を行っております。それぞれの監査結果は監査調書を作成して監査役会へ報告し、監査役会において監査にかかる重要事項や必要事項を協議、決定しております。

各期末においては、各監査役からの監査報告を基に、監査役会の監査報告を作成し、定時株主総会に提出しております。

また、内部監査への立会いや内部監査の計画、結果の共有等による内部監査室との連携、及び会計監査人との定期的な会合や情報共有により、効率的及び効果的な監査に努めます。

最近事業年度においては、当社は監査役会を合計13回開催しており、個々の監査役の出席状況は次のとおりであります。なお、監査役 増田 吉彦氏は新任のため出席可能な回数は10回となっております。

氏名	開催回数(うち出席可能回数)	出席回数
岡安 静夫	13回(13回)	13回
高 敏晴	13回(13回)	13回
増田 吉彦	13回(10回)	10回

#### ② 内部監査の状況

内部監査は、代表取締役CEO直轄の内部監査室(専任1名)が、各期に先立ち内部監査計画を策定し、同計画に従って、原則全部門を対象として稟議文書の査閲、実地調査、担当者へのヒアリング等により、業務監査及び会計監査を実施しております。

内部監査結果は代表取締役に内部監査調書をもって報告し、代表取締役の指示のもと被監査部門に対して同調書をもって改善指示を行い、被監査部門よりその改善報告を受け、フォローアップ監査を実施しております。

また、監査役会への参加や監査結果の共有、意見交換等による監査役との連携、及び会計監査人との定期的な会合や情報共有により、効率的及び効果的な内部監査に努めます。

#### ③ 会計監査の状況

##### a 監査法人の名称

有限責任 あづさ監査法人

##### b 繼続監査期間

2年間

##### c 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 公認会計士 斎藤 昇

指定有限責任社員 公認会計士 伏木 貞彦

##### d 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務にかかる補助者は公認会計士8名、その他4名であります。

##### e 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人が会社法第340条第1項各号のいずれにも該当しないこと及び監査法人の独立性、監査実績、監査報酬、職務執行状況を総合的に勘案し、監査法人を選定しております。監査役会はこれらの選定要件に準じて、監査法人の候補を検討し、株主総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容を決定しております。

また、監査役会は、選任された会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

さらに、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会の協議を経て、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

なお、有限責任 あづさ監査法人については、独立性、当社事業への理解の深度、監査計画、報酬単価及び品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われる体制が確保されており、会計監査人として適任と判断しております。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が定める「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に準じて、四半期ごとの三様監査の報告会及び事業年度ごとの監査報告により、会計監査人の独立性、監査実績、監査報酬、職務執行状況のほか、監査体制、監査の有効性及び効率性を確認しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
14,900	—	12,000	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a. を除く。)

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社において、監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、当社の事業規模又は監査対象、事業の特性、監査法人が策定した監査計画、監査内容、監査体制、監査の工数等を総合的に評価し、当社と監査法人等との協議のうえで監査報酬を決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する監査報酬に対して、監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、当社の事業規模又は監査対象、事業の特性、監査法人が策定した監査計画、監査内容、監査体制、監査の工数等が適切であるかどうかについて検証、協議し、監査項目、監査報酬の積算の方法等の合理性に問題がないと判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の個別の報酬等は、株主総会で決議された報酬等総額の範囲内で、次の基本方針をもとに、類似の会社規模、経営環境、業態の他企業の役員報酬水準をベンチマークとして相対比較し、取締役会で決定する方針としております。

- ・当社のミッション、ビジョン、カンパニーゴールの達成に向けた貢献を勘案したものであること
- ・当社の成長を促すことを意識したものであること
- ・当社が経営を担うものに求める能力を備えた人材を確保できる報酬水準であること

また、監査役の個別の報酬等は、株主総会で決議された報酬等総額の範囲内で、職務の分担及び監査状況等を勘案し、監査役会で決定する方針としております。

役員の報酬等の総額は、2019年12月25日開催の定時株主総会にて、取締役については年額100百万円、監査役については年額15百万円と決議されており、提出日現在における個別の報酬等については、それぞれ2020年9月15日開催の取締役会及び2019年12月25日開催の監査役会にて審議、決定されております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	ストック・ オプション	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	31,590	31,590	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外取締役	1,050	1,050	—	—	1
社外監査役	9,150	9,150	—	—	3

注1. 取締役の報酬等総額は、2019年12月25日開催の定時株主総会において、年額100百万円以内と決議しております。

2. 監査役の報酬等総額は、2019年12月25日開催の定時株主総会において、年額15百万円以内と決議しております。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載を省略しております。

(5) 【株式の保有状況】

当社は、政策保有株式について、営業政策上の必要性や株式保有の合理性等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合を除き、保有しないことを基本方針としております。また、純投資目的の株式は保有しない方針であります。

なお、提出日現在において、政策保有株式、純投資目的の株式その他純投資目的以外の株式のいずれも保有しておりません。

## 第5 【経理の状況】

### 1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前事業年度(2018年10月1日から2019年9月30日まで)及び当事業年度(2019年10月1日から2020年9月30日まで)の財務諸表について、有限責任あづさ監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第3四半期会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第3四半期累計期間(2020年10月1日から2021年6月30日まで)にかかる四半期財務諸表について、有限責任あづさ監査法人の四半期レビューを受けております。

### 3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社を有しておらず、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、具体的には、会計基準等の内容やその変更等を適切に把握し、適正に対応するため、財務報告のための社内体制の構築、専門機関が公表する情報の収集等を行っております。

## 1 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流动資産		
現金及び預金	※2 648,693	※2 456,263
受取手形及び売掛金	64,506	26,441
製品	4,323	172
仕掛品	—	4,397
貯蔵品	664	2,716
前渡金	4,137	4,236
前払費用	1,052	1,477
未収消費税等	9,211	—
その他	947	1,043
貸倒引当金	—	△899
流动資産合計	<u>733,536</u>	<u>495,849</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	7,047	6,860
建物附属設備（純額）	763	698
機械及び装置（純額）	30,442	43,711
工具、器具及び備品（純額）	996	1,565
リース資産（純額）	32,212	18,859
有形固定資産合計	<u>※1 71,462</u>	<u>※1 71,695</u>
無形固定資産		
ソフトウェア	1	6,927
無形固定資産合計	<u>1</u>	<u>6,927</u>
投資その他の資産		
長期預金	※2 14,732	—
投資その他の資産合計	<u>14,732</u>	<u>—</u>
固定資産合計	<u>86,196</u>	<u>78,622</u>
資産合計	<u>819,732</u>	<u>574,472</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
リース債務	※2 13,192	※2 13,345
未払金	65,902	44,798
未払費用	2,461	2,856
1年内償還予定の社債	60,000	—
未払法人税等	3,750	3,338
未払消費税等	—	5,265
前受金	150,620	56,612
その他	16,394	12,903
<b>流動負債合計</b>	<u>312,322</u>	<u>139,121</u>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	40,000	100,000
リース債務	※2 19,041	※2 5,587
長期未払金	7,276	4,916
<b>固定負債合計</b>	<u>66,317</u>	<u>110,504</u>
<b>負債合計</b>	<u>378,640</u>	<u>249,625</u>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	498,100	498,100
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>	488,100	488,100
<b>資本剰余金合計</b>	<u>488,100</u>	<u>488,100</u>
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>	△545,107	△661,532
<b>利益剰余金合計</b>	<u>△545,107</u>	<u>△661,532</u>
<b>株主資本合計</b>	<u>441,092</u>	<u>324,667</u>
<b>新株予約権</b>	—	180
<b>純資産合計</b>	<u>441,092</u>	<u>324,847</u>
<b>負債純資産合計</b>	<u>819,732</u>	<u>574,472</u>

【四半期貸借対照表】

(単位 : 千円)

当第3四半期会計期間  
(2021年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	976, 944
受取手形及び売掛金	6, 816
製品	132
仕掛品	11, 101
貯蔵品	2, 856
前渡金	1, 947
前払費用	11, 574
その他	2, 580
貸倒引当金	△231
流動資産合計	1, 013, 721
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	6, 720
建物附属設備（純額）	3, 338
機械及び装置（純額）	54, 421
工具、器具及び備品（純額）	3, 874
リース資産（純額）	8, 874
有形固定資産合計	77, 229
無形固定資産	
ソフトウェア	5, 866
無形固定資産合計	5, 866
固定資産合計	83, 095
資産合計	1, 096, 817

(単位：千円)

当第3四半期会計期間  
(2021年6月30日)

負債の部	
流動負債	
1年内返済予定の長期借入金	3,330
リース債務	8,932
未払金	33,266
未払法人税等	7,228
未払消費税等	5,705
前受金	18,821
その他	2,933
流動負債合計	80,218
固定負債	
長期借入金	196,670
長期未払金	3,146
固定負債合計	199,816
負債合計	280,034
純資産の部	
株主資本	
資本金	773,100
資本剰余金	
資本準備金	763,100
資本剰余金合計	763,100
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△719,597
利益剰余金合計	△719,597
株主資本合計	816,602
新株予約権	180
純資産合計	816,782
負債純資産合計	1,096,817

② 【損益計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2018年10月 1 日 至 2019年 9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月 1 日 至 2020年 9月30日)
売上高	202, 040	334, 338
売上原価	177, 564	148, 741
売上総利益	24, 476	185, 597
販売費及び一般管理費	※1, ※2 305, 294	※1, ※2 300, 129
営業損失 (△)	△280, 818	△114, 531
営業外収益		
受取利息	5	5
補助金収入	7, 255	1, 277
助成金収入	543	2, 424
その他	173	389
営業外収益合計	7, 977	4, 096
営業外費用		
支払利息	394	552
社債利息	660	660
為替差損	549	1, 636
株式交付費	1, 134	351
その他	0	325
営業外費用合計	2, 737	3, 525
経常損失 (△)	△275, 578	△113, 960
特別利益		
関係会社清算益	3, 132	—
特別利益合計	3, 132	—
特別損失		
固定資産売却損	※3 4, 433	—
貸倒損失	9, 510	—
特別損失合計	13, 943	—
税引前当期純損失 (△)	△286, 388	△113, 960
法人税、住民税及び事業税	2, 914	2, 464
当期純損失 (△)	△289, 303	△116, 424

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
区分	注記番号	金額(千円)	金額(千円)
製品期首たな卸高		4,405	4,323
当期製造原価	注	177,482	144,590
合計		181,888	148,913
製品期末たな卸高		4,323	172
売上原価		177,564	148,741

注 内訳は製造原価明細書に記載しております。

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)		当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 材料費		—	—	347	0.2
II 労務費		59,369	33.5	77,676	52.1
III 経費	注2	118,112	66.5	70,964	47.6
当期総製造費用		177,482	100.0	148,987	100.0
仕掛品期首たな卸高		—		—	
合計		177,482		148,987	
仕掛品期末たな卸高		—		4,397	
当期製造原価		177,482		144,590	

注1. 原価計算方法は、個別原価計算による実際原価計算を採用しております。

2. 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	39,543	12,210

## 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2021年6月30日)	
売上高	312,578
売上原価	101,375
売上総利益	211,203
販売費及び一般管理費	269,513
営業損失(△)	△58,310
営業外収益	
受取利息	2
為替差益	82
補助金収入	587
助成金収入	3,980
その他	553
営業外収益合計	5,205
営業外費用	
支払利息	580
株式交付費	1,955
その他	140
営業外費用合計	2,676
経常損失(△)	△55,781
税引前四半期純損失(△)	△55,781
法人税、住民税及び事業税	2,283
四半期純損失(△)	△58,065

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

(単位 : 千円)

資本金	株主資本					純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	336,100	326,100	326,100	△255,804	△255,804	406,395	406,395
当期変動額							
新株の発行	162,000	162,000	162,000			324,000	324,000
当期純損失 (△)				△289,303	△289,303	△289,303	△289,303
当期変動額合計	162,000	162,000	162,000	△289,303	△289,303	34,696	34,696
当期末残高	498,100	488,100	488,100	△545,107	△545,107	441,092	441,092

当事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

(単位 : 千円)

資本金	株主資本					株主資本合計	新株予約権	純資産合計			
	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金合計						
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計							
当期首残高	498,100	488,100	488,100	△545,107	△545,107	441,092	—	441,092			
当期変動額											
当期純損失 (△)				△116,424	△116,424	△116,424		△116,424			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							180	180			
当期変動額合計	—	—	—	△116,424	△116,424	△116,424	180	△116,244			
当期末残高	498,100	488,100	488,100	△661,532	△661,532	324,667	180	324,847			

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純損失（△）	△286,388	△113,960
減価償却費	15,704	24,116
関係会社清算損益（△は益）	△3,132	—
固定資産売却損	4,433	—
貸倒引当金の増減額（△は減少）	—	899
受取利息及び受取配当金	△5	△5
補助金収入	△7,255	△1,277
助成金収入	△543	△2,424
支払利息	1,054	1,212
株式交付費	1,134	351
売上債権の増減額（△は増加）	△25,886	38,064
たな卸資産の増減額（△は増加）	426	△2,298
その他の流動資産の増減額（△は増加）	680	156
未払金の増減額（△は減少）	26,010	△32,818
未払費用の増減額（△は減少）	△4,768	394
未払又は未収消費税等の増減額	△3,271	14,540
前受金の増減額（△は減少）	143,508	△94,008
その他の流動負債の増減額（△は減少）	14,245	△3,902
その他	—	620
<b>小計</b>	<b>△124,055</b>	<b>△170,339</b>
利息及び配当金の受取額	5	5
補助金の受取額	3,145	1,277
助成金の受取額	543	2,424
利息の支払額	△1,054	△1,212
法人税等の支払額	△2,914	△3,330
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△124,331</b>	<b>△171,175</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△11,240	△16,242
有形固定資産の売却による収入	—	800
無形固定資産の取得による支出	—	△7,072
定期預金の預入による支出	△44,424	—
定期預金の払戻による収入	—	12,277
補助金の受取額	4,110	—
関係会社の清算による収入	3,132	—
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△48,421</b>	<b>△10,237</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	322,866	—
借入れによる収入	—	60,000
社債の償還による支出	—	△60,000
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△1,885	△13,300
新株予約権の発行による支出	—	△171
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>320,980</b>	<b>△13,471</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	148,228	△194,885
現金及び現金同等物の期首残高	470,773	619,001
<b>現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>※1 619,001</b>	<b>※1 424,116</b>

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

前事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

#### 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 製品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

##### (2) 貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

#### 2 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	38年
建物附属設備	15年
機械及び装置	4～8年
工具、器具及び備品	3～8年

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3 繰延資産の処理方法

##### (1) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

#### 4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

#### 6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

当事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(3) 貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 38年

建物附属設備 15年

機械及び装置 4~8年

工具、器具及び備品 3~8年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイド等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

当事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年9月期の年度末から適用予定であります。

3 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイドンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

前事業年度(自 2018年10月 1 日 至 2019年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年10月 1 日 至 2020年 9 月 30 日)

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染が持続していることから、当社においても今後の業績に影響が及ぶ可能性があります。そのため、2021年9月期の中期経営計画については、2021年9月期以降も新型コロナウイルス感染症の影響が継続するものと仮定し、入国制限措置等の事業活動への制限を考慮して策定しており、当事業年度の財務諸表の作成にあたっては、当該中期経営計画を主要な情報として、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年 9月 30日)	当事業年度 (2020年 9月 30日)
有形固定資産の減価償却累計額	150,552 千円	174,329 千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務については、次のとおりであります。

これらは研究開発設備にかかるリース契約締結のために、担保に供しております。なお、リース債務の金額には、1年内に返済予定のリース債務を含んでおります。

	前事業年度 (2019年 9月 30日)	当事業年度 (2020年 9月 30日)
現金及び預金	29,692 千円	32,147 千円
長期預金	14,732 千円	—
	前事業年度 (2019年 9月 30日)	当事業年度 (2020年 9月 30日)
リース債務	32,233 千円	18,932 千円

(損益計算書関係)

- ※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度54.6%、当事業年度36.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度45.4%、当事業年度63.5%であります。販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年10月 1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月 1日 至 2020年9月30日)
役員報酬	28,790 千円	41,790 千円
給料手当	38,521 千円	62,256 千円
支払報酬	23,859 千円	43,426 千円
研究開発費	166,710 千円	109,346 千円
貸倒引当金繰入額	—	899 千円

- ※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年10月 1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月 1日 至 2020年9月30日)
研究開発費	166,710 千円	109,346 千円

- ※3 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年10月 1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月 1日 至 2020年9月30日)
機械及び装置	4,433 千円	—

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	900	—	—	900
A種種類株式(株)	300	—	—	300
B種種類株式(株)	1,247	—	—	1,247
C種種類株式(株) 注	139	180	—	319
合計	2,586	180	—	2,766

注 C種種類株式の株式数の増加は、2018年8月6日開催の臨時株主総会の決議に基づく、第三者割当による新株の発行によるものであります。

2 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
2013年ストック・オプションとしての第1回新株予約権	—	—	—	—	—	—
2016年ストック・オプションとしての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	—
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権(2015年3月25日発行)	B種種類 株式	40	—	—	40	注
合計		40	—	—	40	注

注 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年10月 1 日 至 2020年 9 月 30 日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	900	8,100	—	9,000
A種種類株式(株)	300	2,700	—	3,000
B種種類株式(株)	1,247	11,223	—	12,470
C種種類株式(株)	319	2,871	—	3,190
合計	2,766	24,894	—	27,660

注 株式数の増加は、2019年11月15日開催の臨時株主総会の決議に基づく株式分割による、新株の発行によるものであります。

2 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2013年ストック・オプションとしての第1回新株予約権	—	—	—	—	—	—
2016年ストック・オプションとしての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	—
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権(2015年3月25日発行) 注1、注3	B種種類株式	40	360	400	—	—
2019年第3回新株予約権注2	普通株式	—	140	—	140	—
2019年ストック・オプションとしての第4回新株予約権注2	普通株式	—	—	—	—	180
2019年ストック・オプションとしての第5回新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		40	500	400	140	180

注 1. 株式数の増加は、2019年11月15日開催の臨時株主総会の決議に基づく株式分割による、新株の発行によるものであります。

2. 当社の外部協力者並びに取締役及び監査役を対象とした、新株予約権の発行によるものであります。
3. 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債は、社債要項に定める償還期日である2020年3月31日付をもって全額償還しており、それに伴い同社債の新株予約権も消滅しております。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年10月 1 日 至 2019年 9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月 1 日 至 2020年 9月30日)
現金及び預金	648,693 千円	456,263 千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△29,692 千円	△32,147 千円
現金及び現金同等物	619,001 千円	424,116 千円

(リース取引関係)

前事業年度(自 2018年10月 1 日 至 2019年 9月30日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

研究開発設備(機械及び装置)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「(重要な会計方針) 3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当事業年度(自 2019年10月 1 日 至 2020年 9月30日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

研究開発設備(機械及び装置)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「(重要な会計方針) 3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金及び借入金等で賄っており、一時的な余剰資金は短期的な預金等に限定して、運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務は、そのほとんどが債務発生月より1ヶ月以内の支払期日であります。また、転換社債型新株予約権付社債及び長期借入金は、主に研究開発費にかかる資金調達を目的としており、長期借入金については金利の変動リスクに晒されておりますが、転換社債型新株予約権付社債については固定の利息であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は、経理規程及び与信管理規程に従い、営業債権である受取手形及び売掛金について、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念を早期に把握して、リスクの軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

適時に資金計画を作成、更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

③ 金利変動リスクの管理

当社は、金利変動リスクを軽減するため、市場動向等のモニタリングを行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2を参照ください。)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	648,693	648,693	—
(2) 受取手形及び売掛金	64,506	64,506	—
(3) 未収消費税等	9,211	9,211	—
(4) 長期預金	14,732	14,731	△0
資産計	737,143	737,143	△0
(5) 未払金	65,902	65,902	—
(6) 未払法人税等	3,750	3,750	—
(7) リース債務 ※	32,233	32,209	△24
負債計	101,886	101,862	△24

※ リース債務には、1年内返済予定のリース債務を含めております。

### 注1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期預金

元利金の合計額を同様の新規預入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### 負債

- (5) 未払金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (7) リース債務

元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

下表の転換社債型新株予約権付社債については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

(単位：千円)

区分	
転換社債型新株予約権付社債	60,000

下表の長期借入金については、変動金利であって、かつ変動が市場金利でなく当社の業績に連動しており、時価を合理的に算定できないため、上表には含めておりません。

(単位：千円)

区分	
長期借入金	40,000

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	648,693	—	—	—
受取手形及び売掛金	64,506	—	—	—
未収消費税等	9,211	—	—	—
長期預金	—	14,732	—	—
合計	722,411	14,732	—	—

4. 転換社債型新株予約権付社債、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
転換社債型新株予約権付社債	60,000	—	—	—	—	—
長期借入金	—	—	—	—	40,000	—
リース債務	13,192	13,440	5,600	—	—	—
合計	73,192	13,440	5,600	—	40,000	—

当事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金及び借入金等で賄っており、一時的な余剰資金は短期的な預金等に限定して、運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務は、そのほとんどが債務発生月より1ヶ月以内の支払期日であります。また、長期借入金は、主に研究開発費にかかる資金調達を目的としており、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は、経理規程及び与信管理規程に従い、営業債権である受取手形及び売掛金について、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念を早期に把握して、リスクの軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

適時に資金計画を作成、更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

③ 金利変動リスクの管理

当社は、金利変動リスクを軽減するため、市場動向等のモニタリングを行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2を参照ください。)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	456,263	456,263	—
(2) 受取手形及び売掛金	26,441	26,441	
貸倒引当金 ※1	△899	△899	
	25,542	25,542	—
資産計	481,806	481,806	—
(3) 未払金	44,798	44,798	—
(4) 未払法人税等	3,338	3,338	—
(5) 未払消費税等	5,265	5,265	—
(6) 長期借入金	60,000	60,000	—
(7) リース債務 ※2	18,932	18,903	△29
負債計	132,335	132,306	△29

※1 受取手形及び売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

※2 リース債務には、1年内返済予定のリース債務を含めております。

### 注1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資産

##### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 負債

##### (3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (6) 長期借入金、(7) リース債務

元利金の合計額を、同様の新規借入又は新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

下表の長期借入金については、変動金利であって、かつ変動が市場金利でなく当社の業績に連動しており、時価を合理的に算定できないため、上表には含めておりません。

(単位：千円)

区分	
長期借入金	40,000

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	456,263	—	—	—
受取手形及び売掛金	26,441	—	—	—
合計	482,705	—	—	—

4. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	—	4,440	4,070	44,810	7,940	38,740
リース債務	13,345	5,587	—	—	—	—
合計	13,345	10,027	4,070	44,810	7,940	38,740

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

- 1 ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。

- 2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社代表取締役 1	当社従業員 9
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,200,000	普通株式 162,000
付与日	2013年7月19日	2016年6月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりである。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりである。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自 2018年7月20日 至 2022年7月20日	自 2018年6月16日 至 2026年5月15日

注1. 第2回新株予約権の付与対象者の区分については、付与時に従業員であったもの1名は現 取締役であります。

2. 2019年11月15日付で普通株式、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式1株を10株に、2021年9月6日付で普通株式1株を300株に分割しているため、株式の付与数は、当該株式分割による調整後の数値を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

前事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2019年11月15日付で普通株式、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式1株を10株に、2021年9月6日付で普通株式1株を300株に分割しているため、株式数及び権利行使価格は、当該株式分割による調整後の数値を記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前事業年度末	300,000	99,000
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	9,000
未行使残	300,000	90,000

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格(円)	50	50
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は非上場であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、ストック・オプションの単位あたりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。また、単位あたりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、ディスカウントキャッシュフロー法により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の、当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額(円)	—
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額(円)	—

当事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1 ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社代表取締役 1	当社従業員 9	当社代表取締役 1 当社監査役 2	当社取締役 2 当社従業員 25
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,200,000	普通株式 162,000	普通株式 180,000	普通株式 838,500
付与日	2013年7月19日	2016年6月15日	2019年11月18日	2019年11月18日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりである。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりである。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりである。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりである。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自 2018年7月20日 至 2022年7月20日	自 2018年6月16日 至 2026年5月15日	自 2019年11月18日 至 2029年11月17日	自 2021年11月16日 至 2029年11月15日

注1. 第2回新株予約権の付与対象者の区分については、付与時に従業員であったもの1名は現 取締役であります。

2. 2019年11月15日付で普通株式、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式1株を10株に、2021年9月6日付で普通株式1株を300株に分割しているため、株式の付与数は、当該株式分割による調整後の数値を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

前事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2019年11月15日付で普通株式、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式1株を10株に、2021年9月6日付で普通株式1株を300株に分割しているため、株式数及び権利行使価格は、当該株式分割による調整後の数値を記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
付与	—	—	180,000	838,500
失効	—	—	—	18,000
権利確定	—	—	180,000	—
未確定残	—	—	—	820,500
権利確定後(株)				
前事業年度末	300,000	90,000	—	—
権利確定	—	—	180,000	—
権利行使	—	—	—	—
失効	150,000	9,000	—	—
未行使残	150,000	81,000	180,000	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格(円)	50	50	60	60
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は非上場であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、ストック・オプションの単位あたりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。また、単位あたりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、ディスカウントキャッシュフロー法により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の、当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額(円)	2,310,000
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額(円)	—

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産							
減損損失				24,317	千円		
繰越欠損金				638,734			
その他				6,099			
					669,151		
繰延税金資産小計							
税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額				△638,734			
将来減算一時差異等の合計にかかる評価性引当額				△30,416			
評価性引当額小計				△669,151			
繰延税金資産合計				—			
繰延税金資産の純額				—			

注 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金※	13,952	65,087	61,699	90,772	102,319	304,903	638,734
評価性引当額	△13,952	△65,087	△61,699	△90,772	△102,319	△304,903	△638,734
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	15,298 千円
繰越欠損金	670,675
その他	4,781
繰延税金資産小計	690,755
税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額	△670,675
将来減算一時差異等の合計にかかる評価性引当額	△20,079
評価性引当額小計	△690,755
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産の純額	—

注 1. 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じている当該変動の主な要因は、税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額が増加したものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金※	65,087	61,699	90,772	102,319	91,065	259,731	670,675
評価性引当額	△65,087	△61,699	△90,772	△102,319	△91,065	△259,731	△670,675
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2018年10月 1日 至 2019年9月30日)

当社はバイオリファイナリー事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年10月 1日 至 2020年9月30日)

当社はバイオリファイナリー事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年10月 1日 至 2019年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

サービス区分	売上高
研究開発(Stage2)	145, 860
ライセンス・製品販売(Stage3)	56, 180
合計	202, 040

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国	米国	合計
154, 960	37, 068	10, 011	202, 040

注 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
日本航空株式会社	71, 340
Ningxia Eppen Biotech Co., Ltd.	37, 068
Natural Beauty株式会社	28, 500

当事業年度(自 2019年10月 1日 至 2020年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

サービス区分	売上高
研究開発(Stage2)	250, 925
ライセンス・製品販売(Stage3)	83, 413
合計	334, 338

## 2 地域ごとの情報

### (1) 売上高

(単位：千円)		
日本	中国	合計
296,041	38,297	334,338

注 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国に分類しております。

### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)	
顧客の名称又は氏名	売上高
DIC株式会社	82,912
環境省	53,348
伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社	50,000
Ningxia Eppen Biotech Co., Ltd.	38,297

### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

### 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

### 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主(法人)	公益財団法人地球環境産業技術研究機構	京都府木津川市	4,007	地球環境の保全に資する産業技術に関する研究開発、調査研究等	(被所有) 直接 21.7	特許権の実施許諾 共同研究開発 土地建物の賃借 社債の発行 役員の兼任	ライセンス使用料 共同研究開発 転換社債型新株予約権付社債の発行 利息の支払	23,366 35,000 — 660	未払金 未払金 1年内償還予定の社債 —	20,644 13,500 60,000 —

注1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. ライセンス使用料は、知的財産権の所有権の持分比率に基づき、両者の協議のうえ、合理的に決定しております。
3. 共同研究開発は、業務の対象や目標等の内容を踏まえた想定工数に基づき、両者の協議のうえ、合理的に決定しております。
4. 転換社債型新株予約権付社債は、発行時現在の当社の業績及び事業計画をもとに合理的に算出した当社の株価と同額の価額としております。
5. 転換社債型新株予約権付社債の利率は、市場金利及び当社の信用力を勘案して合理的に決定しております。
6. 公益財団法人であるため、資本金又は出資金は指定正味財産の金額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主(法人)	公益財団法人地球環境産業技術研究機構	京都府木津川市	3,959	地球環境の保全に資する産業技術に関する研究開発、調査研究等	(被所有) 直接 21.7	特許権の実施許諾 共同研究開発 土地建物の賃借 役員の兼任	ライセンス使用料	8,675	未払金	11,545

注1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. ライセンス使用料は、知的財産権の所有権の持分比率に基づき、両者の協議のうえ、合理的に決定しております。
3. 公益財団法人であるため、資本金又は出資金は指定正味財産の金額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年10月 1 日 至 2019年 9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月 1 日 至 2020年 9月30日)
1 株当たり純資産額	53.16円	39.13円
1 株当たり当期純損失金額(△)	△35.82円	△14.03円

- 注 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益は、1 株当たり当期純損失であり、かつ、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、2019年11月15日付で普通株式、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式 1 株を10株に、2021年9月6日付で普通株式 1 株を300株に分割しております。また、2021年9月6日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付で A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式にかかる定款の定めを廃止し、各種類株式はそれぞれ当社の普通株式3,000株、12,470株、3,190株及び2,750株に転換しておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割、転換が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純損失金額を算定しております。
3. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (2019年 9月30日)	当事業年度 (2020年 9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	441,092	324,847
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	180
(うち新株予約権(千円))	(—)	(180)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	441,092	324,667
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	8,298,000	8,298,000

4. 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年10月 1 日 至 2019年 9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月 1 日 至 2020年 9月30日)
当期純損失(△)(千円)	△289,303	△116,424
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(△)(千円)	△289,303	△116,424
普通株式の期中平均株式数(株)	8,076,542	8,298,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかつた潜在株式の概要	新株予約権 3 種類(新株予約権の数170個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりである。	新株予約権 5 種類(新株予約権の数3,552個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりである。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2018年10月 1 日 至 2019年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年10月 1 日 至 2020年 9 月 30 日)

1 第三者割当増資による新株式の発行

当社は、農林中央金庫、双日株式会社、エア・ウォーター株式会社、Innovation Growth Fund L.P.を割当先とする第三者割当増資を、2021年4月26日開催の臨時株主総会及び2021年5月28日開催の取締役会で決議しております。なお、本第三者割当増資による払込みは2021年6月11日に完了しております。

- (1) 発行する株式の種類及び数 D種種類株式 2,750株
- (2) 発行価格 1株につき200,000円
- (3) 資本組入額 1株につき100,000円
- (4) 発行価格の総額 550,000千円
- (5) 資本組入額の総額 275,000千円
- (6) 払込期日 2021年 6 月 11 日
- (7) 資金の使途 運転資金

2 種類株式の転換

当社は、2021年9月6日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部変更を行っております。これによりA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を普通株式にそれぞれ転換しております。

- (1) 転換する種類株式の数

A種種類株式 3,000株  
B種種類株式 12,470株  
C種種類株式 3,190株  
D種種類株式 2,750株

- (2) 転換日 2021年 9 月 6 日
- (3) 転換する普通株式の数 21,410株
- (4) 転換日 2021年 9 月 6 日

3 発行可能株式総数の増加及び単元株制度の採用

当社は、2021年9月6日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部変更を行っております。これにより発行可能株式総数が増加いたしました。また、同臨時株主総会決議に基づき、同日付で単元株制度を採用しております。

- (1) 増加する株式数等

増加前の発行可能株式総数 103,000株  
今回の定款の変更により増加する発行可能株式総数 36,389,000株  
増加後の発行可能株式総数 36,492,000株

- (2) 増加にかかる基準日 2021年 9 月 6 日
- (3) 増加の効力発生日 2021年 9 月 6 日
- (4) 単元株制度の概要 普通株式の単元株式数を100株とする。
- (5) 単元株制度の効力発生日 2021年 9 月 6 日

4 株式分割

当社は、2021年9月6日開催の臨時株主総会決議に基づき、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、2021年9月6日付で株式分割を行っております。

- (1) 分割の割合

基準日における最終の株主名簿に記載された株主の所有する当社株式1株を300株に分割する。

- (2) 増加にかかる基準日 2021年 9 月 6 日
- 株式分割前の発行済株式数 30,410株  
今回の分割により増加する株式数 9,092,590株  
株式分割後の発行済株式数 9,123,000株
- (3) 分割にかかる基準日 2021年 9 月 6 日
- (4) 分割の効力発生日 2021年 9 月 6 日
- (5) 1株当たりの情報に及ぼす影響は(1株当たり情報)に反映

## 【注記事項】

### (追加情報)

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染が持続していることから、当社においても今後の業績に影響が及ぶ可能性があります。そのため、中期経営計画については、2021年9月期以降も新型コロナウイルス感染症の影響が継続するものと仮定し、入国制限措置等の事業活動への制限を考慮して策定しており、当第3四半期の四半期財務諸表の作成にあたっては、当該中期経営計画を主要な情報として、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

### (四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間にかかる四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、当第3四半期累計期間にかかる減価償却費(無形固定資産にかかる償却費を含む。)は次のとおりであります。

当第3四半期累計期間 (自 2020年10月 1日 至 2021年 6月30日)	
減価償却費	21,923千円

### (セグメント情報等)

#### 【セグメント情報】

当社はバイオリファイナリー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

### (1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自 2020年10月 1日 至 2021年 6月30日)
1株当たり四半期純損失(△)	△6円95銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△58,065
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△58,065
期中平均株式数(株)	8,358,219
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類(新株予約権の数3,552個) なお、新株予約権の概要是「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりである。

- 注1. 2021年9月6日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付でA種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式にかかる定款の定めを廃止し、各種類株式はそれぞれ当社の普通株式3,000株、12,470株、3,190株及び2,750株に転換しております。また、2021年8月26日開催の取締役会決議に基づき、2021年9月6日付で普通株式1株を300株に分割しておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割、転換が行われたと仮定して、1株当たり四半期純損失を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、1株当たり四半期純損失であり、かつ、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

1 種類株式の転換

当社は、2021年9月6日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を普通株式にそれぞれ転換しております。

(1) 転換する種類株式の数

A種種類株式 3,000株  
B種種類株式 12,470株  
C種種類株式 3,190株  
D種種類株式 2,750株

(2) 転換日 2021年9月6日

(3) 転換する普通株式の数 21,410株

(4) 転換日 2021年9月6日

2 発行可能株式総数の増加及び単元株制度の採用

当社は、2021年9月6日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部変更を行っております。これにより発行可能株式総数が増加いたしました。また、同臨時株主総会決議に基づき、同日付で単元株制度を採用しております。

(1) 増加する株式数等

増加前の発行可能株式総数 103,000株  
今回の定款の変更により増加する発行可能株式総数 36,389,000株  
増加後の発行可能株式総数 36,492,000株

(2) 増加にかかる基準日 2021年9月6日

(3) 増加の効力発生日 2021年9月6日

(4) 単元株制度の概要 普通株式の単元株式数を100株とする。

(5) 単元株制度の効力発生日 2021年9月6日

3 株式分割

当社は、2021年9月6日開催の臨時株主総会決議に基づき、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、2021年9月6日付で株式分割を行っております。

(1) 分割の割合

基準日における最終の株主名簿に記載された株主の所有する当社株式1株を300株に分割する。

(2) 増加にかかる基準日 2021年9月6日

株式分割前の発行済株式数 30,410株  
今回の分割により増加する株式数 9,092,590株  
株式分割後の発行済株式数 9,123,000株

(3) 分割にかかる基準日 2021年9月6日

(4) 分割の効力発生日 2021年9月6日

(5) 1株当たりの情報に及ぼす影響は(1株当たり情報)に反映

⑤ 【附属明細表】(2020年9月30日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首 残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末 残高 (千円)	当期末減 価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期 償却額 (千円)	差引当期 末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	7,110	—	—	7,110	249	187	6,860
建物附属設備	1,208	—	—	1,208	509	64	698
機械及び装置	176,269	23,683	—	199,952	156,241	9,768	43,711
工具、器具及び備品	3,507	1,184	1,012	3,680	2,114	642	1,565
リース資産	34,118	—	45	34,073	15,214	13,307	18,859
有形固定資産計	222,214	24,868	1,057	246,025	174,329	23,969	71,695
無形固定資産							
ソフトウェア	1	7,072	—	7,074	146	146	6,927
無形固定資産計	1	7,072	—	7,074	146	146	6,927

注1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

機械及び装置	Green Earth研究所	研究開発設備	23,683千円
ソフトウェア	Green Earth研究所	研究開発設備	7,072千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	Green Earth研究所	研究開発設備	1,012千円
-----------	----------------	--------	---------

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債	2015年3月25日	60,000	—	1.1	無担保社債	2020年3月31日
合計	—	60,000	—	—	—	—

注1. 転換社債型新株予約権付社債の内容

発行すべき 株式の内容	新株予約権の 発行価額 (千円)	株式の 発行価格 (千円)	発行価格の 総額 (千円)	新株予約権の 行使により発行 した株式の発行 価額の総額 (千円)	新株予約権 の付与割合 (%)	新株予約権の 行使期間
B種種類株式	無償	150	60,000	—	100.0	自 2015年3月25日 至 2020年3月31日

なお、株式の発行価格は、2019年11月15日付の株式の10分割による調整がされた値であります。  
また、新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当該新株予約権にかかる社債とするとしております。

2. 転換社債型新株予約権付社債は社債要項に定める償還期日である2020年3月31日付をもって全額償還しております。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	13,192	13,345	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定の ものを除く。)	40,000	100,000	0.5	自 2021年11月1日 至 2030年9月30日
リース債務(1年以内に返済予定の ものを除く。)	19,041	5,587	—	自 2021年10月31日 至 2022年2月28日
合計	72,233	118,932	—	—

注1. リース債務は、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で計上しているため、平均利率については、記載を省略しております。

2. 平均金利については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
3. 変動金利のものについては、当事業年度末の利率を適用しております。
4. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)のうち、40,000千円は無利息であります。
5. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	4,440	4,070	44,810	7,940
リース債務	5,587	—	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	—	899	—	—	899

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2020年9月30日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	411,839
定期預金	44,424
合計	456,263

② 受取手形及び売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Ningxia Eppen Biotech Co., Ltd.	14,854
森田紙業株式会社	5,500
独立行政法人国際協力機構	4,998
株式会社ピカソ美化学研究所	495
株式会社マツモト交商	485
その他	108
合計	26,441

注 当事業年度において受取手形の発生はありません。

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$ $\frac{(B)}{365}$
				$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	
64,506	267,559	305,623	26,441	92.0	62.0

注 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 製品

区分	金額(千円)
製品	
販売用製品	172
合計	172

④ 仕掛品

区分	金額(千円)
仕掛品	
研究開発活動費	4,397
合計	4,397

⑤ 貯蔵品

区分	金額(千円)
貯蔵品	
研究開発用消耗品	2,716
合計	2,716

⑥ 未払金

相手先	金額(千円)
公益財団法人地球環境産業技術研究機構	22,043
株式会社バイオット	9,628
株式会社ETS	2,384
従業員	1,737
有限責任 あづさ監査法人	1,485
その他	7,518
合計	44,798

⑦ 前受金

相手先	金額(千円)
DIC株式会社	37,142
伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社	11,340
Ningxia Eppen Biotech Co., Ltd.	5,380
株式会社ロッテ	2,750
合計	56,612

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

2021年11月10日開催の取締役会において承認された第11期事業年度(2020年10月1日から2021年9月30日まで)の財務諸表及び比較情報としての第10期事業年度(2019年10月1日から2020年9月30日)の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づく、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じた監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

① 【財務諸表】

イ 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)		当事業年度 (2021年9月30日)	
<b>資産の部</b>				
流動資産				
現金及び預金	※2	456,263	※2	844,484
受取手形及び売掛金		26,441		164,829
製品		172		121
仕掛品		4,397		35,437
貯蔵品		2,716		2,453
前渡金		4,236		740
前払費用		1,477		2,173
その他		1,043		531
貸倒引当金		△899		△5,604
流動資産合計		495,849		1,045,167
固定資産				
有形固定資産				
建物（純額）		6,860		6,673
建物附属設備（純額）		698		9,111
機械及び装置（純額）		43,711		50,843
工具、器具及び備品（純額）		1,565		3,049
リース資産		18,859		5,546
有形固定資産合計	※1	71,695	※1	75,224
無形固定資産				
ソフトウェア		6,927		5,513
無形固定資産合計		6,927		5,513
固定資産合計		78,622		80,737
資産合計		574,472		1,125,905

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
1年内返済予定の長期借入金	—	4,440
リース債務	※2 13,345	※2 5,587
未払金	44,798	88,240
未払費用	2,856	—
未払法人税等	3,338	8,257
未払消費税等	5,265	1,606
前受金	56,612	16,340
その他	12,903	2,605
<b>流動負債合計</b>	<b>139,121</b>	<b>127,077</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	100,000	195,560
リース債務	※2 5,587	—
長期未払金	4,916	2,556
<b>固定負債合計</b>	<b>110,504</b>	<b>198,116</b>
<b>負債合計</b>	<b>249,625</b>	<b>325,193</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	<b>498,100</b>	<b>773,100</b>
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>	<b>488,100</b>	<b>763,100</b>
<b>資本剰余金合計</b>	<b>488,100</b>	<b>763,100</b>
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>	<b>△661,532</b>	<b>△735,668</b>
<b>利益剰余金合計</b>	<b>△661,532</b>	<b>△735,668</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>324,667</b>	<b>800,531</b>
<b>新株予約権</b>	<b>180</b>	<b>180</b>
<b>純資産合計</b>	<b>324,847</b>	<b>800,711</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>574,472</b>	<b>1,125,905</b>

□ 【損益計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
売上高	334,338	502,559
売上原価	148,741	191,427
売上総利益	185,597	311,132
販売費及び一般管理費	※1,※2 300,129	※1,※2 374,506
営業損失(△)	△114,531	△63,373
営業外収益		
受取利息	5	5
為替差益	—	19
補助金収入	1,277	587
助成金収入	2,424	3,980
その他	389	559
営業外収益合計	4,096	5,151
営業外費用		
支払利息	552	810
社債利息	660	—
為替差損	1,636	—
株式交付費	351	1,955
上場関連費用	—	2,647
その他	325	143
営業外費用合計	3,525	5,557
経常損失(△)	△113,960	△63,779
税引前当期純損失(△)	△113,960	△63,779
法人税、住民税及び事業税	2,464	10,356
当期純損失(△)	△116,424	△74,135

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
区分	注記番号	金額(千円)	金額(千円)
製品期首たな卸高		4,323	172
当期製造原価	注	144,590	191,376
合計		148,913	191,548
製品期末たな卸高		172	121
売上原価		148,741	191,427

注 内訳は製造原価明細書に記載しております。

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)		
区分	注記番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費		347	0.2	—	0.0
II 労務費		77,676	52.1	64,194	28.9
III 経費	注2	70,964	47.6	158,221	71.1
当期総製造費用		148,987	100.0	222,416	100.0
仕掛品期首たな卸高		—		4,397	
合計		148,987		226,813	
仕掛品期末たな卸高		4,397		35,437	
当期製造原価		144,590		191,376	

注1. 原価計算方法は、個別原価計算による実際原価計算を採用しております。

2. 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	12,210	53,951

ハ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

(単位 : 千円)

資本金	株主資本					株主資本合計	新株予約権	純資産合計			
	資本剰余金		利益剰余金		その他利益 剰余金 合計						
	資本準備金	資本剰余金 合計	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計							
当期首残高	498,100	488,100	488,100	△545,107	△545,107	441,092	—	441,092			
当期変動額											
当期純損失 (△)				△116,424	△116,424	△116,424		△116,424			
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純 額)							180	180			
当期変動額合計	—	—	—	△116,424	△116,424	△116,424	180	△116,244			
当期末残高	498,100	488,100	488,100	△661,532	△661,532	324,667	180	324,847			

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位 : 千円)

資本金	株主資本					株主資本合計	新株予約権	純資産合計			
	資本剰余金		利益剰余金		その他利益 剰余金 合計						
	資本準備金	資本剰余金 合計	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計							
当期首残高	498,100	488,100	488,100	△661,532	△661,532	324,667	180	324,847			
当期変動額											
新株の発行	275,000	275,000	275,000			550,000		550,000			
当期純損失 (△)				△74,135	△74,135	△74,135		△74,135			
当期変動額合計	275,000	275,000	275,000	△74,135	△74,135	475,864	—	475,864			
当期末残高	773,100	763,100	763,100	△735,668	△735,668	800,531	180	800,711			

ニ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失（△）	△113,960	△63,779
減価償却費	24,116	30,179
貸倒引当金の増減額（△は減少）	899	4,705
受取利息及び受取配当金	△5	△5
補助金収入	△1,277	△587
助成金収入	△2,424	△3,980
支払利息	1,212	810
上場関連費用	—	2,647
株式交付費	351	1,955
売上債権の増減額（△は増加）	38,064	△138,388
たな卸資産の増減額（△は増加）	△2,298	△30,725
その他の流動資産の増減額（△は増加）	156	1,671
未払金の増減額（△は減少）	△32,818	48,236
未払費用の増減額（△は減少）	394	△2,856
未払又は未収消費税等の増減額	14,540	△3,659
前受金の増減額（△は減少）	△94,008	△40,272
その他の流動負債の増減額（△は減少）	△3,902	△6,699
その他	620	2
小計	△170,339	△200,745
利息及び配当金の受取額	5	5
補助金の受取額	1,277	587
助成金の受取額	2,424	3,980
利息の支払額	△1,212	△810
法人税等の支払額	△3,330	△8,170
営業活動によるキャッシュ・フロー	△171,175	△205,153
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△16,242	△40,877
有形固定資産の売却による収入	800	—
無形固定資産の取得による支出	△7,072	—
定期預金の払戻による収入	12,277	14,732
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,237	△26,145
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	—	548,044
借入れによる収入	60,000	100,000
社債の償還による支出	△60,000	—
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△13,300	△13,345
新株予約権の発行による支出	△171	—
その他の支出	—	△447
財務活動によるキャッシュ・フロー	△13,471	634,251
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△194,885	402,952
現金及び現金同等物の期首残高	619,001	424,116
現金及び現金同等物の期末残高	※1 424,116	※1 827,069

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 製品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

#### (2) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

#### (3) 貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

### 2 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 38年

建物附属設備 15年

機械及び装置 4～8年

工具、器具及び備品 3～8年

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3 繰延資産の処理方法

#### (1) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

### 4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 5 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### 6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

### 7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

(重要な会計上の見積り)

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

## 1. 固定資産の減損損失

### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当社は、世界のバイオ市場の成長及び欧米におけるバイオベンチャーの台頭を鑑み、設備投資をはじめとする積極的な先行投資を進めており、当事業年度まで継続的に営業損失がマイナスとなっていることから、減損の兆候があるものと判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。その結果、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額80,737千円(有形固定資産75,224千円、無形固定資産5,513千円)を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。

### (2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、全社を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、資産のグルーピングを行っております。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額)まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

将来キャッシュ・フローの見積りに関し、当社は今後の収益及び費用の見込額を基礎として予算を策定しております。予算策定に際しては、各パイプラインにおけるStageごとの計画額、成約確率、人員計画及び設備投資計画等を基礎にしております。

Stageごとの計画額及び成約確率は、過去の実績や事業進捗状況を基に合理的に設定しているものの、研究開発の遅延やパートナー企業との交渉等による一定の不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

1 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイド等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定めされました。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末にかかる財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度にかかる内容については記載しておりません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染が持続していることから、当社においても今後の業績に影響が及ぶ可能性があります。そのため、2022年9月期の中期経営計画については、2022年9月期以降も新型コロナウイルス感染症の影響が継続するものと仮定し、入国制限等の事業活動への制限を考慮して策定しており、当事業年度の財務諸表の作成にあたっては、当該中期経営計画を主要な情報として、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	174,329 千円	202,322 千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務については、次のとおりであります。

これらは研究開発設備にかかるリース契約締結のために、担保に供しております。なお、リース債務の金額には、1年内に返済予定のリース債務を含んでおります。

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
現金及び預金	32,147 千円	17,415 千円
リース債務	18,932 千円	5,587 千円

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度36.5%、当事業年度45.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度63.5%、当事業年度54.5%であります。販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
役員報酬	41,790 千円	54,000 千円
給料手当	62,256 千円	73,632 千円
支払報酬	43,426 千円	34,105 千円
研究開発費	109,346 千円	170,221 千円
貸倒引当金繰入額	899 千円	4,705 千円

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
研究開発費	109,346千円	170,221千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年10月 1 日 至 2020年 9 月 30 日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	900	8,100	—	9,000
A種種類株式(株)	300	2,700	—	3,000
B種種類株式(株)	1,247	11,223	—	12,470
C種種類株式(株)	319	2,871	—	3,190
合計	2,766	24,894	—	27,660

注 株式数の増加は、2019年11月15日開催の臨時株主総会の決議に基づく株式分割による、新株の発行によるものであります。

2 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2013年ストック・オプションとしての第1回新株予約権	—	—	—	—	—	—
2016年ストック・オプションとしての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	—
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権(2015年3月25日発行) 注1、2	B種種類株式	40	360	400	—	—
2019年第3回新株予約権注3	普通株式	—	140	—	140	—
2019年ストック・オプションとしての第4回新株予約権注3	普通株式	—	—	—	—	180
2019年ストック・オプションとしての第5回新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		40	500	400	140	180

注1. 株式数の増加は、2019年11月15日開催の臨時株主総会の決議に基づく株式分割による、新株の発行によるものであります。

2. 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債は、社債要項に定める償還期日である2020年3月31日付をもって全額償還しており、それに伴い同社債の新株予約権も消滅しております。
3. 当社の外部協力者並びに取締役及び監査役を対象とした、新株予約権の発行によるものであります。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年10月 1 日 至 2021年 9月30日)

### 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,000	9,114,000	—	9,123,000
A種種類株式(株)	3,000	—	3,000	—
B種種類株式(株)	12,470	—	12,470	—
C種種類株式(株)	3,190	—	3,190	—
D種種類株式(株)	—	2,750	2,750	—
合計	27,660	9,116,750	21,410	9,123,000

- 注1. 株式数の減少は、2021年9月6日開催の臨時株主総会の決議に基づく、各種類株式の普通株式への転換によるものであります。
- 2. D種種類株式の増加は、2021年4月26日開催の臨時株主総会の決議に基づく、第三者割当増資による新株の発行によるものであります。
- 3. 注2を除く株式数の増加は、2021年9月6日開催の臨時株主総会の決議に基づく株式分割による、新株の発行によるものであります。

### 2 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
2013年ストック・オプションとしての第1回新株予約権	—	—	—	—	—	—
2016年ストック・オプションとしての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	—
2019年第3回新株予約権	普通株式	140	41,860	—	42,000	—
2019年ストック・オプションとしての第4回新株予約権	普通株式	—	—	—	—	180
2019年ストック・オプションとしての第5回新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計	—	140	41,860	—	42,000	180

注 株式数の増加は、2021年9月6日開催の臨時株主総会の決議に基づく株式分割による、新株の発行によるものであります。

### 3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年10月 1 日 至 2020年 9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月 1 日 至 2021年 9月30日)
現金及び預金	456, 263 千円	844, 484 千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△32, 147 千円	△17, 415 千円
現金及び現金同等物	424, 116 千円	827, 069 千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

研究開発設備(機械及び装置)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「(重要な会計方針) 3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金及び借入金等で賄っており、一時的な余剰資金は短期的な預金等に限定して、運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務は、そのほとんどが債務発生月より1ヶ月以内の支払期日であります。また、長期借入金は、主に研究開発費にかかる資金調達を目的としており、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は、経理規程及び与信管理規程に従い、営業債権である受取手形及び売掛金について、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念を早期に把握して、リスクの軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

適時に資金計画を作成、更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

③ 金利変動リスクの管理

当社は、金利変動リスクを軽減するため、市場動向等のモニタリングを行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2を参照ください。)。

前事業年度(2020年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	456,263	456,263	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 ※1	26,441 △899	26,441 △899	
	25,542	25,542	—
資産計	481,806	481,806	—
(3) 未払金	44,798	44,798	—
(4) 未払法人税等	3,338	3,338	—
(5) 未払消費税等	5,265	5,265	—
(6) 長期借入金	60,000	60,000	—
(7) リース債務 ※2	18,932	18,903	△29
負債計	132,335	132,306	△29

※1 受取手形及び売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

※2 リース債務には、1年内返済予定のリース債務を含めております。

当事業年度(2021年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	844,484	844,484	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 ※1	164,829 △5,604	164,829 △5,604	
	159,225	159,225	—
資産計	1,003,710	1,003,710	—
(3) 未払金	88,240	88,240	—
(4) 未払法人税等	8,257	8,257	—
(5) 未払消費税等	1,606	1,606	—
(6) 長期借入金 ※2	60,000	59,899	△100
(7) リース債務 ※3	5,587	5,583	△3
負債計	163,691	163,586	△104

※1 受取手形及び売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

※2 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

※3 リース債務には、1年内返済予定のリース債務を含めております。

注1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

### 資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### 負債

(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金、(7) リース債務

元利金の合計額を、同様の新規借入又は新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

下表の長期借入金については、変動金利であって、かつ変動が市場金利でなく当社の業績に連動しており、時価を合理的に算定できないため、上表には含めておりません。

(単位：千円)

区分	2020年9月30日	2021年9月30日
長期借入金	40,000	140,000

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	456,263	—	—	—
受取手形及び売掛金	26,441	—	—	—
合計	482,705	—	—	—

当事業年度(2021年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	844,484	—	—	—
受取手形及び売掛金	164,829	—	—	—
合計	1,009,314	—	—	—

4. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度(2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	—	4,440	4,070	44,810	7,940	38,740
リース債務	13,345	5,587	—	—	—	—
合計	13,345	10,027	4,070	44,810	7,940	38,740

当事業年度(2021年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	4,440	4,070	44,810	7,940	108,040	30,700
リース債務	5,587	—	—	—	—	—
合計	10,027	4,070	44,810	7,940	108,040	30,700

(ストック・オプション等関係)

1 ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況  
(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社代表取締役 1	当社従業員 9	当社代表取締役 1 当社監査役 2	当社取締役 2 当社従業員 25
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,200,000	普通株式 162,000	普通株式 180,000	普通株式 838,500
付与日	2013年7月19日	2016年6月15日	2019年11月18日	2019年11月18日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストック・オプション制度の内容」に記載のとおりである。			
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自 2018年7月20日 至 2022年7月20日	自 2018年6月16日 至 2026年5月15日	自 2019年11月18日 至 2029年11月17日	自 2021年11月16日 至 2029年11月15日

注1. 第2回新株予約権の付与対象者の区分については、付与時に従業員であったもの1名は現 取締役であります。

2. 2019年11月15日付で普通株式、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式1株を10株に、2021年9月6日付で普通株式1株を300株に分割しているため、株式の付与数は、当該株式分割による調整後の数値を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2019年11月15日付で普通株式、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式1株を10株に、2021年9月6日付で普通株式1株を300株に分割しているため、株式数及び権利行使価格は、当該株式分割による調整後の数値を記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前(株)				
前事業年度末	—	—	—	820,500
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	9,000
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	811,500
権利確定後(株)				
前事業年度末	150,000	81,000	180,000	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	150,000	81,000	180,000	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格(円)	50	50	60	60
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は非上場であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、ストック・オプションの単位あたりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。また、単位あたりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、ディスカウントキャッシュフロー法により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の、当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額(円)	2,310,000
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額(円)	—

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
繰延税金資産		
減損損失	15,298 千円	7,188 千円
繰越欠損金	670,675	636,280
その他	4,781	3,220
繰延税金資産小計	<u>690,755</u>	<u>646,690</u>
税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額	△670,675	△636,280
将来減算一時差異等の合計にかかる評価性引当額	△20,079	△10,409
評価性引当額小計	<u>△690,755</u>	<u>△646,690</u>
繰延税金資産合計	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金資産の純額	<u>—</u>	<u>—</u>

注1. 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じている当該変動の主な要因は、税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額が増加したものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

## 前事業年度(2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金※	65,087	61,699	90,772	102,319	91,065	259,731	670,675
評価性引当額	△65,087	△61,699	△90,772	△102,319	△91,065	△259,731	△670,675
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

## 当事業年度(2021年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金※	61,699	90,772	102,319	91,065	35,397	255,026	636,280
評価性引当額	△61,699	△90,772	△102,319	△91,065	△35,397	△255,026	△636,280
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はバイオリファイナリー事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

サービス区分	売上高
研究開発(Stage2)	250,925
ライセンス・製品販売(Stage3)	83,413
合計	334,338

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国	合計
296,041	38,297	334,338

注 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
DIC株式会社	82,912
環境省	53,348
伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社	50,000
Ningxia Eppen Biotech Co., Ltd.	38,297

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

サービス区分	売上高
研究開発(Stage2)	194,374
ライセンス・製品販売(Stage3)	308,184
合計	502,559

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国	その他	合計
392,237	107,444	2,877	502,559

注 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### 3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
Ningxia Eppen Biotech Co., Ltd.	103,151
DIC株式会社	93,483
三菱HCキャピタル株式会社	55,000
環境省	54,407

#### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

#### 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

#### 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

#### 【関連当事者情報】

##### 1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(法人)	公益財団法人地球環境産業技術研究機構	京都府木津川市	3,959	地球環境の保全に資する産業技術に関する研究開発、調査研究等	(被所有)直接 21.7	特許権の実施許諾 共同研究開発 土地建物の賃借 役員の兼任	ライセンス使用料	8,675	未払金	11,545

注1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. ライセンス使用料は、知的財産権の所有権の持分比率に基づき、両者の協議のうえ、合理的に決定しております。

3. 公益財団法人であるため、資本金又は出資金は指定正味財産の金額を記載しております。

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

##### 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年10月 1 日 至 2020年 9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月 1 日 至 2021年 9月30日)
1 株当たり純資産額	39.13円	87.75円
1 株当たり当期純損失金額(△)	△14.03円	△8.67円

- 注 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益は、1 株当たり当期純損失であり、かつ、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、2019年11月15日付で普通株式、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式 1 株を10株に、2021年9月 6 日付で普通株式 1 株を300株に分割しております。また、2021年 9 月 6 日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付で A 種種類株式、B 種種類株式、C 種種類株式及び D 種種類株式にかかる定款の定めを廃止し、各種類株式はそれぞれ当社の普通株式3,000株、12,470株、3,190株及び2,750株に転換しておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割、転換が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純損失金額を算定しております。
3. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (2020年 9月30日)	当事業年度 (2021年 9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	324,847	800,711
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	180	180
(うち新株予約権(千円))	(180)	(180)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	324,667	800,531
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	8,298,000	9,123,000

4. 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年10月 1 日 至 2020年 9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月 1 日 至 2021年 9月30日)
当期純損失(△)(千円)	△116,424	△74,135
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(△)(千円)	△116,424	△74,135
普通株式の期中平均株式数(株)	8,298,000	8,551,151
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかつた潜在株式の概要	新株予約権 5 種類(新株予約権の数3,552個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりである。	新株予約権 5 種類(新株予約権の数3,522個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりである。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3ヶ月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 注1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 注1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告により行う。ただし、電子公告によることのできない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日刊工業新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおりである。 <a href="http://gei.co.jp/ja/">http://gei.co.jp/ja/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

- 注 1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。
2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない旨を定款に定めております。
- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## **第7 【提出会社の参考情報】**

### **1 【提出会社の親会社等の情報】**

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### **2 【その他の参考情報】**

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### **第三部 【特別情報】**

#### **第1 【連動子会社の最近の財務諸表】**

当社は連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

## 第四部 【株式公開情報】

### 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2020年11月2日	伊原 智人	東京都中野区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	浦田 隆治	東京都江東区	特別利害関係者等(当社取締役)	400 注6	7,200,000 (18,000) 注7	当社取締役CF0の経営権及び経営責任の向上のため。
2021年9月6日	—	—	—	UTEC 2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社東京大学エッジキャピタルパートナーズ 代表取締役社長 郷治 友孝 UTEC Venture Partners株式会社 代表取締役 郷治 友孝	東京都文京区本郷七丁目3番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 5,190 A種種類株式 △3,000 B種種類株式 △2,190 注6	注9、注10	A種種類株式及びB種種類株式の普通株式への転換 注8
2021年9月6日	—	—	—	PNB-INSPIRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社インスパイアPNBパートナーズ 代表取締役社長 高槻 亮輔	東京都港区南青山五丁目3番10号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 1,620 B種種類株式 △1,340 C種種類株式 △280 注6	注10、注11	B種種類株式及びC種種類株式の普通株式への転換 注8
2021年9月6日	—	—	—	ニッセイ・キャピタル5号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ニッセイ・キャピタル株式会社 代表取締役 安達 哲哉	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 1,530 B種種類株式 △1,530 注6	注10	B種種類株式の普通株式への転換 注8
2021年9月6日	—	—	—	DIC株式会社 代表取締役社長執行役員 猪野 薫	東京都中央区日本橋三丁目7番20号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 1,390 C種種類株式 △1,390 注6	注11	C種種類株式の普通株式への転換 注8

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年9月6日	—	—	—	UMI 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ユニバーサルマテリアルズインキュベーター株式会社 代表取締役 木場 祥介	東京都中央区築地一丁目12番22号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 1,340 B種種類株式 △1,340 注6	注10	B種種類株式の普通株式への転換 注8
2021年9月6日	—	—	—	エア・ウォーター株式会社 代表取締役 社長 白井 清司	大阪府大阪市中央区南船場二丁目12番8号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 1,000 D種種類株式 △1,000 注6	注12	D種種類株式の普通株式への転換 注8
2021年9月6日	—	—	—	株式会社新生銀行 代表取締役 社長 工藤 英之	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 930 B種種類株式 △930 注6	注10	B種種類株式の普通株式への転換 注8
2021年9月6日	—	—	—	株式会社キヤネット 代表取締役 栗本 小三郎	東京都中央区日本橋茅場町二丁目7番10号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 800 B種種類株式 △800 注6	注10	B種種類株式の普通株式への転換 注8
2021年9月6日	—	—	—	電源開発株式会社 代表取締役 社長 渡部 肇史	東京都中央区銀座六丁目15番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 800 C種種類株式 △800 注6	注11	C種種類株式の普通株式への転換 注8

注1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)が定める「有価証券上場規程施行規則」(以下、「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下同様。)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2018年10月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下、「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況にかかる記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。

また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況にかかる記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- ・当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- ・当社の大株主上位10名
- ・当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- ・金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行うものに限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

4. 上表は移動時点の内容を記載しております。

5. 2019年10月30日開催の取締役会決議に基づき、2019年11月15日付で普通株式、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式1株につき10株の株式分割を行っております。
6. 2021年9月6日開催の臨時株主総会決議及び2021年8月26日開催の取締役会決議に基づき、2021年9月6日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、上表は、当該株式分割前の内容を記載しております。
7. 移動価格は、直近の第三者割当増資等の価格等を参考として、当事者間で協議のうえ、各種類株主の同意を得て決定しております。
8. 2021年9月6日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付でA種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式にかかる定款の定めを廃止し、各種類株式はそれぞれ1株につき普通株式1株の転換比率をもって、当社の普通株式3,000株、12,470株、3,190株及び2,750株に転換しております。各種類株式の発行時の価格は、その権利内容を踏まえてDCF法(ディスカウント・キャッシュ・フロー法)等により算定した価額を総合的に勘案し、決定しております。
9. A種種類株式については、2011年11月18日開催の臨時株主総会において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債として発行を決議し、2011年11月30日に払込みが完了しております。当該A種種類株式は、500千円で発行され、剩余金の配当や残余財産分配に関する優先権等の点で普通株式と異なりますが、発行時に、いつでも保有する当該A種種類株式を普通株式の交付と引換えに、当社に取得させることを企図されたものであります。
10. B種種類株式については、2014年2月5日開催の臨時株主総会から2018年2月9日開催の臨時株主総会において、段階的に第三者割当による発行を決議し、また、2015年3月20日開催の臨時株主総会において、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債として発行を決議しており、2018年3月8日に払込みが完了しております。当該B種種類株式は、1,500千円で発行され、剩余金の配当や残余財産分配に関する優先権等の点で普通株式と異なりますが、発行時に、いつでも保有する当該B種種類株式を普通株式の交付と引換えに、当社に取得させることを企図されたものであります。
11. C種種類株式については、2018年8月6日開催の臨時株主総会において、第三者割当による発行を決議し、2019年4月26日に払込みが完了しております。当該C種種類株式は、1,800千円で発行され、剩余金の配当や残余財産分配に関する優先権等の点で普通株式と異なりますが、発行時に、いつでも保有する当該C種種類株式を普通株式の交付と引換えに、当社に取得させることを企図されたものであります。
12. D種種類株式については、2021年4月26日開催の臨時株主総会において、第三者割当による発行を決議し、2021年6月11日に払込みが完了しております。当該D種種類株式は、200千円で発行され、剩余金の配当や残余財産分配に関する優先権等の点で普通株式と異なりますが、発行時に、いつでも保有する当該D種種類株式を普通株式の交付と引換えに、当社に取得させることを企図されたものであります。

## 第2 【第三者割当等の概況】

### 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	株式③
発行年月日	2019年 1月31日	2019年 4月30日	2021年 6月11日
種類	C種種類株式	C種種類株式	D種種類株式
発行数	124	56	2,750
発行価格 注5	1,800,000円	1,800,000円	200,000円
資本組入額	900,000円	900,000円	100,000円
発行価額の総額	223,200,000円	100,800,000円	550,000,000円
資本組入額の総額	111,600,000円	50,400,000円	275,000,000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—	注2

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	2019年 11月18日	2019年 11月18日	2019年 11月18日
種類	第3回新株予約権	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 140	普通株式 600	普通株式 2,795
発行価格 注6	18,000円	18,000円	18,000円
資本組入額	9,000円	9,000円	9,000円
発行価額の総額	2,520,000円	10,980,000円	50,310,000円
資本組入額の総額	1,260,000円	5,490,000円	5,400,000円
発行方法	2019年11月15日開催の臨時株主総会の決議に基づき、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与を行った。	2019年11月15日開催の臨時株主総会の決議に基づき、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与を行った。	2019年11月15日開催の臨時株主総会の決議に基づき、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与を行った。
保有期間等に関する確約	注3	注4	注4

注1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める規則は、次のとおりであります。

- ・同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けたものとの間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況にかかる照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- ・同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同様。)を行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けたものとの間で、書面により募集新株予約権(行使等による取得する株式等を含む。)の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況にかかる照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - ・同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況にかかる照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - ・当社が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとされております。
  - ・当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、2020年9月30日であります。
2. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けたものとの間で、割当てを受けた株式(以下、「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式にかかる払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式にかかる払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
  3. 同施行規則第257条第1項の規定に基づき、当社は割当てを受けたものとの間で、割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場後6か月間を経過する日(当該日において本件新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、本件新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
  4. 同施行規則第259条第1項の規定に基づき、当社は割当てを受けたものとの間で、割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
  5. 発行価格は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
  6. 株式の発行価額及び行使に際して払込みをなすべき金額は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
  7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、次のとおりであります。

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき18,000円	1株につき18,000円	1株につき18,000円
行使期間	自 2019年11月18日 至 2049年11月17日	自 2019年11月18日 至 2029年11月17日	自 2021年11月16日 至 2029年11月15日
行使の条件	<p>当社の株式がいずれかの金融商品取引所へ上場していなければならない。</p> <p>ただし、当社の買収について、法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、当該買収の効力発生日の5日前までの間(以下、「買収行使可能期間」という。)に限り、行使することができる。</p>	<p>行使期間において次の各事由が生じた場合には、新株予約権を行使することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行使価額を下回る価格を対価とする当社の普通株式の発行等が行われたとき。</li> <li>・新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合において、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき。</li> <li>・新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該取引所における普通取引の終値が行使価額を下回る価格となつたとき。</li> </ul> <p>行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>なお、新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。</p>	<p>行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>なお、新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要する。

8. 2019年10月30日開催の取締役会決議に基づき、2019年11月15日付で普通株式、A種種類株式、B種種類株式及

びC種種類株式1株につき10株、2021年8月26日開催の取締役会決議に基づき、2021年9月6日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の発行数、発行価格、行使時の払込金額が調整されておりますが、上表は、当該株式分割前の内容を記載しております。

## 2 【取得者の概況】

### 株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
電源開発株式会社 代表取締役社長 渡部 肇史 資本金 180,502百万円	東京都中央区銀座 六丁目15番1号	電気事業	80	144,000,000 (1,800,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社の取引先
PNB-INSPIRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社インスパイア PNBパートナーズ 代表取締役社長 高槻 亮輔 資本金 20百万円	東京都港区南青山 五丁目 3番10号	投資事業組合	28	50,400,000 (1,800,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
インターワーズ株式会社 代表取締役社長 吉井 信隆 資本金 32百万円	東京都中央区銀座 六丁目13番16号	経営幹部人材紹介、事業開発コンサルティング、投資等	16	28,800,000 (1,800,000)	当社の取引先

注 2019年10月30日開催の取締役会決議に基づき、2019年11月15日付で普通株式、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式1株につき10株、2021年8月26日開催の取締役会決議に基づき、2021年9月6日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。また、2021年9月6日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付でA種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式にかかる定款の定めを廃止し、各種類株式はそれぞれ当社の普通株式3,000株、12,470株、3,190株及び2,750株に転換しておりますが、上表は、当該株式分割及び転換前の内容を記載しております。

### 株式②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社 代表取締役社長 宮崎 勉 資本金 11億円	東京都港区北青山 二丁目 5番1号	化学品、機能性材料、医薬品、農薬、飼料添加物等の販売、輸出入、委託加工等	56	100,800,000 (1,800,000)	当社の取引先

注 2019年10月30日開催の取締役会決議に基づき、2019年11月15日付で普通株式、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式1株につき10株、2021年8月26日開催の取締役会決議に基づき、2021年9月6日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。また、2021年9月6日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付でA種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式にかかる定款の定めを廃止し、各種類株式はそれぞれ当社の普通株式3,000株、12,470株、3,190株及び2,750株に転換しておりますが、上表は、当該株式分割及び転換前の内容を記載しております。

株式③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
エア・ウォーター株式会社 代表取締役社長 白井 清司 資本金 558億円	大阪府大阪市中央区南船場二丁目12番8号	産業ガス、ケミカル、医療、エネルギー、農業食品、物流、海水等の物品及びサービスの販売等	1,000	200,000,000 (200,000)	当社の取引先
Innovation Growth Fund I L.P. General Partner Innovation Growth Ventures株式会社 代表取締役 細井 肇仁 資本金 25百万円	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	投資事業	750	150,000,000 (200,000)	—
農林中央金庫 代表理事 奥 和登 資本金 4,040億円	東京都千代田区有楽町一丁目13番2号	食農事業、リテール事業、投資事業	500	100,000,000 (200,000)	当社の取引先
双日株式会社 代表取締役社長 藤本 昌義 資本金 1,603億円	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号	自動車、プラント、航空、医療インフラ、エネルギー、金属資源、化学品、食料、農林資源、消費財等の物品の販売及び貿易等	500	100,000,000 (200,000)	当社の取引先

注 2021年9月6日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付でA種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式にかかる定款の定めを廃止し、各種類株式はそれぞれ当社の普通株式3,000株、12,470株、3,190株及び2,750株に転換しております。また、2021年8月26日開催の取締役会決議に基づき、2021年9月6日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、上表は、当該株式分割及び転換前の内容を記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
国立大学法人東京大学 総長 五神 真 資本金 10,452億円	東京都文京区本郷七丁目3番1号	大学運営	140	2,520,000 (18,000)	建物の貸借

注 1. 2021年8月26日開催の取締役会決議に基づき、2021年9月6日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の割当株数及び価格（単価）が調整されておりますが、上表は、当該株式分割前の内容を記載しております。

2. 2021年4月1日付で国立大学法人東京大学の総長は五神 真氏から藤井 輝夫氏に交代されております。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
伊原 智人	東京都中野区	会社役員	500	9,150,000 (18,000)	特別利害関係者等 (当社代表取締役、大株主上位10名)
岡安 静夫	埼玉県草加市	会社役員	70	1,281,000 (18,000)	特別利害関係者等 (当社監査役)
高 敏晴	東京都世田谷区	会社役員等	30	549,000 (18,000)	特別利害関係者等 (当社監査役)

注 2021年8月26日開催の取締役会決議に基づき、2021年9月6日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の割当株数及び価格（単価）が調整されておりますが、上表は、当該株式分割前の内容を記載しております。

## 新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
川嶋 浩司	東京都大田区	会社役員	270	4,860,000 (18,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
浦田 隆治	東京都江東区	会社役員	300	5,400,000 (18,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
加藤 淳平	東京都大田区	会社員	300	5,400,000 (18,000)	当社の従業員
杉浦 純	東京都杉並区	会社員	170	3,060,000 (18,000)	当社の従業員
藤間 達哉	千葉県木更津市	会社員	170	3,060,000 (18,000)	当社の従業員
依田 篤人	千葉県袖ヶ浦市	会社員	140	2,520,000 (18,000)	当社の従業員
小野 達矢	千葉県木更津市	会社員	140	2,520,000 (18,000)	当社の従業員
小西 聰史	千葉県木更津市	会社員	140	2,520,000 (18,000)	当社の従業員
土坂 享成	千葉県木更津市	会社員	140	2,520,000 (18,000)	当社の従業員
中根 修平	千葉県習志野市	会社員	140	2,520,000 (18,000)	当社の従業員
中屋敷 徹	千葉県木更津市	会社員	140	2,520,000 (18,000)	当社の従業員
山本 啓介	東京都江東区	会社員	140	2,520,000 (18,000)	当社の従業員
伊東 薫	東京都国分寺市	会社員	100	1,800,000 (18,000)	当社の従業員
山中 保明	千葉県木更津市	会社員	100	1,800,000 (18,000)	当社の従業員
萱野 雅代	千葉県君津市	会社員	50	900,000 (18,000)	当社の従業員
庄子 雄一	東京都府中市	会社員	50	900,000 (18,000)	当社の従業員
武田 明子	千葉県木更津市	会社員	50	900,000 (18,000)	当社の従業員
金丸 浩子	千葉県鴨川市	会社員	30	540,000 (18,000)	当社の従業員
近藤 詞	千葉県木更津市	会社員	30	540,000 (18,000)	当社の従業員
鈴木 一愛	東京都調布市	会社員	30	540,000 (18,000)	当社の従業員
富山 俊男	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	30	540,000 (18,000)	当社の従業員
長谷川 真由	千葉県袖ヶ浦市	会社員	30	540,000 (18,000)	当社の従業員
吉田 久雄	千葉県袖ヶ浦市	会社員	30	540,000 (18,000)	当社の従業員
アマル ヤクフ	千葉県木更津市	会社員	20	360,000 (18,000)	当社の従業員
三浦 里美	千葉県木更津市	会社員	20	360,000 (18,000)	当社の従業員
榎本 亜希代	千葉県君津市	会社員	20	360,000 (18,000)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
北村 香子	千葉県木更津市	会社員	5	90,000 (18,000)	当社の従業員
篠崎 真紀	千葉県君津市	会社員	5	90,000 (18,000)	当社の従業員
小川 利夫	千葉県袖ヶ浦市	会社員	5	90,000 (18,000)	当社の従業員

- 注 1. 従業員の退職により、提出日現在の新株予約権者である取締役及び従業員は26名であり、その株式の総数は811,500株(注 2 の株式分割後数値)となっております。
2. 2021年8月26日開催の取締役会決議に基づき、2021年9月6日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の割当株数及び価格(単価)が調整されておりますが、上表は、当該株式分割前の内容を記載しております。

### 3 【取得者の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年9月6日	—	—	—	Innovation Growth Fund I L.P. General Partner Innovation Growth Ventures 株式会社 代表取締役 細井 肇仁	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	—	普通株式 750 D種種類株式 △750 注2	注5	D種種類株式の普通株式への転換 注3
2021年9月6日	—	—	—	伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社 代表取締役 社長 宮崎 勉	東京都港区北青山二丁目5番1号	—	普通株式 560 C種種類株式 △560 注2	注4	C種種類株式の普通株式への転換 注3
2021年9月6日	—	—	—	農林中央金庫 代表理事 奥 和登	東京都千代田区有楽町一丁目13番2号	—	普通株式 500 D種種類株式 △500 注2	注5	D種種類株式の普通株式への転換 注3
2021年9月6日	—	—	—	双日株式会社 代表取締役 社長 藤本 昌義	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号	—	普通株式 500 D種種類株式 △500 注2	注5	D種種類株式の普通株式への転換 注3
2021年9月6日	—	—	—	インターワオーズ株式会社 代表取締役 社長 吉井 信隆	東京都中央区銀座六丁目13番16号	—	普通株式 160 C種種類株式 △160 注2	注4	C種種類株式の普通株式への転換 注3

注1. 上表以外の取得者の株式等の移動状況は、「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

2. 2021年9月6日開催の臨時株主総会決議及び2021年8月26日開催の取締役会決議に基づき、2021年9月6日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、上表は、当該株式分割前の内容を記載しております。
3. 2021年9月6日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付でA種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式にかかる定款の定めを廃止し、各種類株式はそれぞれ1株につき普通株式1株への転換比率をもって、当社の普通株式3,000株、12,470株、3,190株及び2,750株に転換しております。各種類株式の発行時の価格は、その権利内容を踏まえてDCF法(ディスカウント・キャッシュ・フロー法)等により算定した価額を総合的に勘案し、決定しております。
4. C種種類株式については、2018年8月6日開催の臨時株主総会において、第三者割当による発行を決議し、2019年4月26日に払込みが完了しております。当該C種種類株式は、1,800千円で発行され、剩余金の配当や残余財産分配に関する優先権等の点で普通株式と異なりますが、発行時に、いつでも保有する当該C種種類株式を普通株式の交付と引換えに、当社に取得させることができる 것을企図されたものであります。
5. D種種類株式については、2021年4月26日開催の臨時株主総会において、第三者割当による発行を決議し、2021年6月11日に払込みが完了しております。当該D種種類株式は、200千円で発行され、剩余金の配当や残余財産分配に関する優先権等の点で普通株式と異なりますが、発行時に、いつでも保有する当該D種種類株式を普通株式の交付と引換えに、当社に取得させることができる 것을企図されたものであります。

### 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
UTEC 2号投資事業有限責任組合※1	東京都文京区本郷七丁目3番1号	1,857,000	17.88
公益財団法人地球環境産業技術研究機構 ※1	京都府木津川市木津川台九丁目2番地	1,800,000	17.33
伊原 智人 ※1、2	東京都中野区	600,000 (300,000)	5.78 (2.89)
PNB-INSPIRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合 ※1	東京都港区南青山五丁目3番10号	486,000	4.68
ニッセイ・キャピタル5号投資事業有限責任組合 ※1	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	459,000	4.42
DIC株式会社 ※1	東京都中央区日本橋三丁目7番20号	417,000	4.01
UMI 1号投資事業有限責任組合 ※1	東京都中央区築地一丁目12番22号	402,000	3.87
エア・ウォーター株式会社 ※1	大阪府大阪市中央区南船場二丁目12番8号	300,000	2.89
株式会社新生銀行 ※1、4	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	279,000	2.69
川嶋 浩司 ※3	東京都大田区	270,000 (90,000)	2.60 (0.87)
株式会社キャネット ※1	東京都中央区日本橋茅場町二丁目7番10号	240,000	2.31
電源開発株式会社 ※1	東京都中央区銀座六丁目15番1号	240,000	2.31
Innovation Growth Fund I L.P.	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	225,000	2.17
サンポー食品株式会社	佐賀県三養基郡基山町大字長野230番地	210,000	2.02
浦田 隆治 ※3	東京都江東区	210,000 (90,000)	2.02 (0.87)
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山二丁目5番1号	201,000	1.94
SMBCベンチャーキャピタル产学連携1号投資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	198,000	1.91
MSIVC2012V投資事業有限責任組合	東京都中央区京橋一丁目2番5号	198,000	1.91
伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社	東京都港区北青山二丁目5番1号	168,000	1.62
農林中央金庫 ※4	東京都千代田区有楽町一丁目13番2号	150,000	1.44
双日株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号	150,000	1.44
DCIハイテク製造業成長支援投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	108,000	1.04
SC Ventures LLC	2221 W Baseline Rd, Suite 101 Tempe, AZ 85283, USA	99,000	0.95
みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	99,000	0.95
ひまわりG3号投資事業有限責任組合	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番地2	99,000	0.95
東京都ベンチャー企業成長支援投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	90,000	0.87

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
加藤 淳平 ※5	東京都大田区	90,000 (90,000)	0.87 (0.87)
依田 篤人 ※5	千葉県袖ヶ浦市	51,000 (51,000)	0.49 (0.49)
小野 達矢 ※5	千葉県木更津市	51,000 (51,000)	0.49 (0.49)
小西 聰史 ※5	千葉県木更津市	51,000 (51,000)	0.49 (0.49)
杉浦 純 ※5	東京都杉並区	51,000 (51,000)	0.49 (0.49)
土坂 享成 ※5	千葉県木更津市	51,000 (51,000)	0.49 (0.49)
藤間 達哉 ※5	千葉県木更津市	51,000 (51,000)	0.49 (0.49)
中根 修平 ※5	千葉県習志野市	51,000 (51,000)	0.49 (0.49)
中屋敷 徹 ※5	千葉県木更津市	51,000 (51,000)	0.49 (0.49)
山本 啓介 ※5	東京都江東区	51,000 (51,000)	0.49 (0.49)
インターワーズ株式会社	東京都中央区銀座六丁目13番16号	48,000	0.46
国立大学法人東京大学	東京都文京区本郷七丁目3番1号	42,000 (42,000)	0.40 (0.40)
伊東 薫 ※5	東京都国分寺市	30,000 (30,000)	0.29 (0.29)
山中 保明 ※5	千葉県木更津市	30,000 (30,000)	0.29 (0.29)
岡安 静夫 ※3	埼玉県草加市	21,000 (21,000)	0.20 (0.20)
萱野 雅代 ※5	千葉県君津市	15,000 (15,000)	0.14 (0.14)
庄子 雄一 ※5	東京都府中市	15,000 (15,000)	0.14 (0.14)
武田 明子 ※5	千葉県木更津市	15,000 (15,000)	0.14 (0.14)
高 敏晴 ※3	東京都世田谷区	9,000 (9,000)	0.09 (0.09)
後藤 伸行 ※5	千葉県木更津市	9,000 (9,000)	0.09 (0.09)
近藤 詞 ※5	千葉県木更津市	9,000 (9,000)	0.09 (0.09)
富山 俊男 ※5	神奈川県横浜市神奈川区	9,000 (9,000)	0.09 (0.09)
吉田 久雄 ※5	千葉県袖ヶ浦市	9,000 (9,000)	0.09 (0.09)
アマル ヤクフ ※5	千葉県木更津市	6,000 (6,000)	0.06 (0.06)
三浦 里美 ※5	千葉県木更津市	6,000 (6,000)	0.06 (0.06)
榎本 亜希代 ※5	千葉県君津市	6,000 (6,000)	0.06 (0.06)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
北村 香子 ※5	千葉県木更津市	1,500 (1,500)	0.01 (0.01)
篠崎 真紀 ※5	千葉県君津市	1,500 (1,500)	0.01 (0.01)
小川 利夫 ※5	千葉県袖ヶ浦市	1,500 (1,500)	0.01 (0.01)
計	—	10,387,500 (1,264,500)	100.00 (12.17)

注1. 氏名又は名称欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- ※1 特別利害関係者等(大株主上位10名)
- ※2 特別利害関係者等(当社代表取締役)
- ※3 特別利害関係者等(当社取締役及び監査役)
- ※4 特別利害関係者等(金融商品取引業者等)
- ※5 当社の従業員

2. ( )内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内書きであります。

3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 独立監査人の監査報告書

2021年11月12日

Green Earth Institute 株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

斎藤 昇

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

伏木 貞彦

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているGreen Earth Institute 株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Green Earth Institute 株式会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2021年11月12日

Green Earth Institute 株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

斎藤 昇

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

伏木 貞彦

### 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているGreen Earth Institute 株式会社の2019年10月1日から2020年9月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Green Earth Institute 株式会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性

があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月12日

Green Earth Institute 株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

斎藤 昇

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

伏木 貞彦

### 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているGreen Earth Institute 株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの第11期事業年度の第3四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（2020年10月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、Green Earth Institute 株式会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上